

三重県循環型社会形成推進計画 (中間案)

令和 7 年 12 月

三重県

目次

第1章 計画の基本的な考え方.....	- 1 -
1 計画の策定趣旨等.....	- 1 -
2 廃棄物・資源循環分野における施策動向.....	- 3 -
3 これまでの取組と残された主な課題.....	- 8 -
4 基本理念	- 17 -
第2章 取組方向と施策.....	- 19 -
1 取組方向1 資源循環の前提となる安全・安心の確保.....	- 20 -
2 取組方向2 地域課題の解決に資する循環資源の利用促進.....	- 25 -
3 取組方向3 持続可能な廃棄物処理体制の確保.....	- 32 -
第3章 計画の目標	- 35 -
1 循環型社会形成に向けた取組に係る目標.....	- 35 -
2 モニタリング指標.....	- 38 -
第4章 計画の進行管理.....	- 40 -
1 計画の進捗と進捗管理.....	- 40 -
資料編	- 41 -

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の策定趣旨等

(1) 策定趣旨

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5の規定において、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針に即した廃棄物の減量や処理等に関する計画を策定することとされています。

県では、平成16年、平成23年、平成28年と3度にわたって「三重県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の適正処理に係る施策と廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3Rの施策を推進してきました。前計画は令和3年3月に策定し、循環型社会の実現をめざして廃棄物施策を推進しようとする県の姿勢を明確に打ち出すとともに、市町や事業者などの関係者との連携を進めるうえで、めざす社会像を共有しやすい形にすることが重要であると考え、計画の名称をこれまでの「三重県廃棄物処理計画」から「三重県循環型社会形成推進計画」に変更することとしました。

前計画の対象期間が令和7年度までであることから、これまでの取組の成果と課題、関連する国や県の他の計画等、社会経済情勢をふまえ、今後5年間（令和8年度～令和12年度）を対象期間とする新たな計画を策定するものです。

本計画では、資源（再生可能な資源を含む。）や製品の価値を維持、回復又は付加することで、それらを循環的に利用する経済システムであるとされている「循環経済への移行」を見据え、廃棄物処理における安全・安心を前提としつつ、産業振興による資源の効率的な利用促進や社会情勢の変化をふまえた取組を推進します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「強じんな美し国ビジョンみえ」と整合を図り、「三重県環境基本計画」で掲げる5本の施策の柱の1本である「循環型社会の構築」を実現するためのものであり、市町が策定する「一般廃棄物処理計画」と連携しつつ、「三重県災害廃棄物処理計画」や一般廃棄物の広域化・集約化計画などの廃棄物関係の個別計画の指針となるものです。

なお、食品ロスの削減に係る取組については、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく「食品ロス削減推進計画」として本計画に位置づけます。

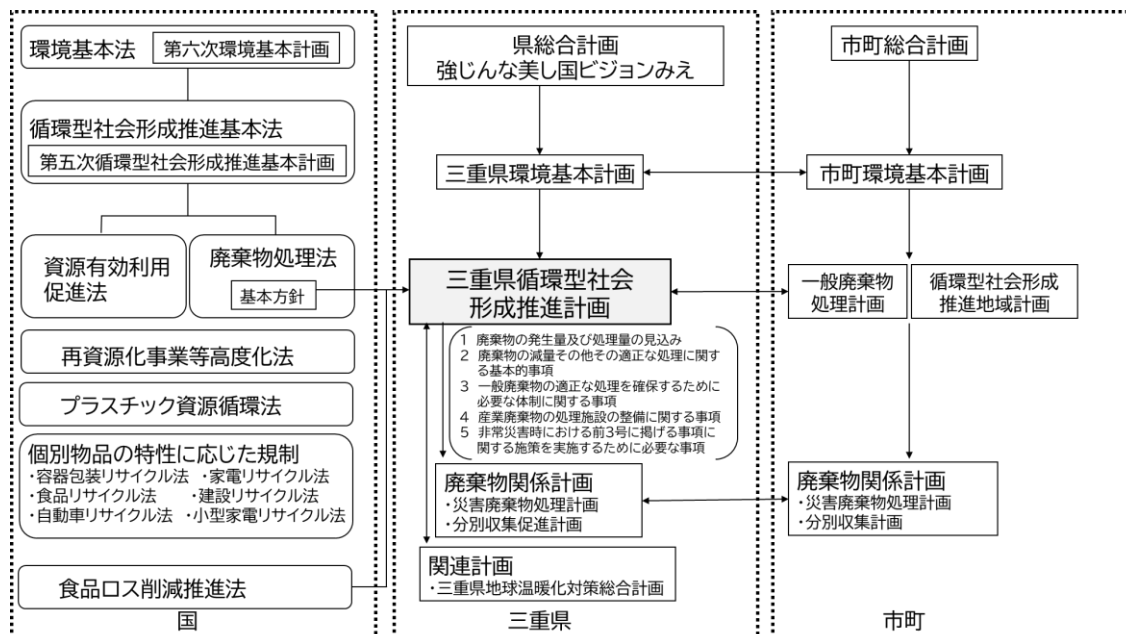


図1 計画の位置づけ

(3) 計画の対象期間

本計画においては、2050年カーボンニュートラルを見据え、環境・経済・社会の統合的向上のための「勝負の2030年」に対応しつつ、「三重県環境基本計画」の目標である令和12(2030)年度までにめざす「スマート社会みえ」の実現に向け、循環型社会の構築という課題に対応するため、対象期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

表1 計画の対象期間

年度	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
対象期間	→				
進行管理	→	→	→	→	→

2 廃棄物・資源循環分野における施策動向

(1) 国の動向

環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画である「第六次環境基本計画」が令和6年5月に策定されました。

人類の活動は地球の環境収容力を超えつつあり、その結果、気候変動、生物多様性の損失及び汚染の3つの世界的危機に直面しています。また、人口減少や少子高齢化、経済の長期停滞に加え、「環境」は今や安全保障上の課題となっています。

このように、現在の環境・経済・社会の状況は、現状の経済社会システムの延長線上での対応では限界があり、今後30年の間に新たな文明の創造、経済社会システムの大変革を成し遂げる必要があるとともに、2030年頃までの10年間に
行う選択や実施する対策は現在から数千年先まで影響を持つ可能性が高いとも指摘されています（「勝負の10年」）。この計画では、「環境保全」を通じた、「現在および将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング¹、経済厚生
の向上」、「人類の福祉への貢献」を目的とし、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることにより、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の実現が打ち出されています。

令和6年8月には循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画である「第五次循環型社会形成推進基本計画」が国家戦略として策定されました。

循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、「循環経済への移行」を推進することが鍵とされています。

資源循環への対応は、環境面のみならず、経済・社会面からも重要な社会的課題であり、「循環経済への移行」は、環境制約、産業競争力強化・経済安全保障・地方創生・質の高い暮らしの実現というさまざまな社会的課題を同時に解決するとしています。特に、ネット・ゼロ（資源循環が約36%のGHG削減に貢献可能）やネイチャーポジティブとの統合的施策による気候変動・生物多様性保全・環境汚染防止等の同時解決（シナジー推進）や、環境配慮設計・高度な再資源化で再生材の利用・供給拡大によるライフサイクル全体で徹底的な資源循環の実現、地域の特性を活かした資源循環システムの構築による地場産業の振興

¹ 「第六次環境基本計画」では、現在及び将来の国民が、明日に希望を持てるよう、長年続いてきた構造的な問題に対して「変え方を変える」姿勢で、環境政策を起点とし、経済・社会的な課題をカップリングして同時に解決していくことをめざしている。

や雇用創出、コミュニティの再生などの地域課題の解決などにつながるとされています。

また、「循環経済への移行」は、環境中へのプラスチックごみ等の流出を防ぎ、人の健康及び海洋環境を含む生物・生態系への悪影響を防止することにも貢献するものとされています。

さらに、循環型社会の形成に向けては、国、地方公共団体、国民、NPO・NGO、事業者等のさまざまな主体が互いに連携・協働して取り組むことや、意識改革・行動変容が重要視されています。

なお、「廃棄物処理法に基づく廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が令和7年2月に変更され、「第五次循環型社会形成推進基本計画」と整合が図られています。

国内の資源循環システムの自立化・強靱化と国際市場獲得に向けては、技術とルールとのイノベーションを促進する観点からの総合的な政策パッケージとして「成長志向型の資源自律経済戦略」が令和5年3月に策定され、令和6年12月には実現に向けた制度見直しに関するとりまとめが行われました。これを受けて令和7年5月には「資源の有効な利用の促進に関する法律」の改正がなされ、資源循環の強化に向けて、プラスチック再生資源の利用義務化、環境配慮設計の促進などの措置がなされています。

また、食品ロスについては、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が令和7年3月に変更され、平成12年度比で令和12年度までに家庭系食品ロスは50%減早期達成、事業系食品ロスは60%減を新たな目標として設定し、達成に向け、食べ残し持ち帰り促進及び食品寄附のガイドラインの普及啓発などに取り組むとしています。

食品ロス削減の推進に関する施策として、「食品ロス削減」「食品寄附促進」「食品アクセス確保」の三つの施策を「食の環（わ）」プロジェクトとして一元的に発信することや、食品ロス削減推進サポーターの育成等の普及啓発活動のほか、食品関連事業者の取り組みに対する支援策も提示されました。

都道府県は、この基本方針をふまえ、都道府県食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされており、また、市町村は、本基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画をふまえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされています。

（２）県取組

県政運営の基本姿勢や政策展開の方向を示す県の長期構想である「強じんな美し国ビジョンみえ」（令和４年１０月策定）では、資源の有効利用、資源循環の促進が図られ、廃棄物の排出が極力抑制されることで、持続可能な社会の実現に向けて取り組みを進めています。また、「強じんな美し国ビジョンみえ」の実現に向けて推進する取組内容をまとめた中期の戦略計画である「みえ元気プラン」（令和４年１０月策定）では、今後５年間で取組を一層加速させていかなければならない７つの課題の１つとして、脱炭素化等をチャンスにとらえた産業振興～「ゼロエミッションみえ」プロジェクト推進～を掲げ、温室効果ガスの排出削減や気候変動への対応をリスクとしてだけとらえるのではなく、国のグリーン成長戦略等もふまえ、カーボンニュートラルの実現に向けた動きをチャンスにとらえ、県内産業・経済の発展につなげていく取組として、プラスチック等の高度なリサイクル等の促進や、脱炭素化の促進により廃棄処理が懸念される製品のリサイクルの促進に取り組んでいます。

県の環境の保全に関する取組の基本的な方向を示すマスタープランである「三重県環境基本計画」（令和２年３月策定）では、令和１２年度のめざすべき姿として、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」「生活環境保全が確保された社会」の構築を目標として掲げ、環境、経済、社会の統合的向上が図られた持続可能な社会（スマート社会みえ）の実現をめざしています。

「循環型社会の構築」では、適正処理のさらなる推進を図ることで、県民の安全・安心を確保したうえで、さまざまな主体との連携により、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の取組を進めるとともに、他の関係施策分野の取組と連携・協調しながら、多種多様な地域循環共生圏の形成やライフサイクル全体での徹底的な資源循環を図り、資源生産性の高い循環型社会を構築し、持続可能な社会を実現することで、環境、経済、社会の統合的な向上をめざした取組を進めています。

この「三重県環境基本計画」をふまえ、循環型社会の実現をめざして廃棄物施策を推進しようとする県の姿勢を明確に打ち出すとともに、市町や事業者などの関係者との連携を進めるうえで、めざす社会像を共有しやすい形にすることが重要であると考え、県の廃棄物処理計画として令和３年３月に「三重県循環型社会形成推進計画」を策定しました。

「三重県循環型社会形成推進計画」においては、令和元年に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく「食品ロス削減推進計画」としても位置づけ、廃棄物処理の安全・安心の確保と、資源循環の取組を進めるため、さま

ざまな主体との連携を一層強化しつつ、循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題（プラスチック対策、食品ロス対策）の解決の両立に向けた取組を推進しています。

食品ロスの削減に係る取組については、「第4次三重県食育推進計画」（令和3年3月策定）に基づき、豊かな環境を支える食育の推進に向け、人や社会・環境に配慮した消費行動である倫理的消費の啓発を行うとともに、食品関連事業者や教育関係者、市町等多様な関係者との連携・協働を図った取組を進めています。

マイクロプラスチックも含めた海洋プラスチックごみ対策については、「三重県海岸漂着物対策推進計画」（平成24年3月策定）に基づき海洋ごみの発生抑制対策及び回収・処理の取組を推進するとともに、伊勢湾に流入するごみを一層減らすためには流域圏全体での取組が必要であることから、岐阜県・愛知県と共同して「伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画」（令和6年3月策定）を策定し、調査・研究による実態把握、発生抑制対策の推進、さまざまな主体間の連携の確保を基本方針として、連携した取組を進めています。

資源循環に係る温室効果ガス対策については、「三重県地球温暖化対策総合計画」（令和5年3月改定）において、温室効果ガスの排出削減対策として未利用バイオマス・廃棄物などの利用促進に取り組むとともに、市町、事業者等と連携した地域のエネルギー資源の活用やコンパクトなまちづくり、効率的なエネルギーの地産地消を行うためのマネジメントシステムの構築等を通じ、地域経済の活性化や生活サービスの向上、防災対策等に資する脱炭素に向けたまちづくりの取組を促進することとしています。

地域の特色として、四日市コンビナートでは、産業基盤として永続的に維持・発展していくために、カーボンニュートラル社会の実現に貢献するコンビナートをめざすとともに、諸課題の解決に向けて想定されるさまざまな投資を呼び込み、新エネルギーの利活用、カーボンニュートラル社会に貢献する素材供給等、新たな産業の芽吹きを生み出すことが重要であることから、「四日市コンビナートのカーボンニュートラル化に向けた検討委員会」を設置し、多角的な視点で四日市コンビナートのあるべき姿や方向性を打ち出しており、具現化に向けた企業間連携によるプロジェクトの創出など新たな取組を推進しています。

また、平成30年の三重県の観光消費額は、県内総生産の6.3%相当を占めており、全国的にも観光の位置づけが高く、特に伊勢志摩エリアを含む県南部においては観光が重要な産業となっています。一方で、旅行者の増加に伴いオーバーツーリズムといったマイナスの影響も生じることから、経済的な側面だけでなく、地域社会との共存や、自然環境への配慮など、経済・社会・環境への影響を考慮する「持続可能な観光」に取り組む重要性が高まっていることから、「三重県観

光振興基本計画」(令和6年3月策定)では、持続可能な観光地づくりの推進に取り組んでいます。

3 これまでの取組と残された主な課題

(1) 県における廃棄物処理の状況

前計画では、一般廃棄物及び産業廃棄物の処理状況を継続的に確認するため、モニタリング指標を設定しました（表2）。モニタリング指標の令和7年度見込みとこれまでの状況は図2～4のとおりです。

表2 モニタリング指標一覧

モニタリング指標	平成30年度実績	令和5年度実績	令和7年度 の見込み
1人1日あたりのごみ （一般廃棄物）排出量	947g/人・日	892g/人・日	902g/人・日
一般廃棄物の資源化率	26.7%	19.5%	27.3%
一般廃棄物の最終処分量	25千トン	16千トン	10千トン
産業廃棄物の排出量	8,290千トン	8,214千トン	8,176千トン
産業廃棄物の再生利用率	42.4%	40.1%	46.3%
産業廃棄物の最終処分量	335千トン	222千トン	317千トン

【一般廃棄物】

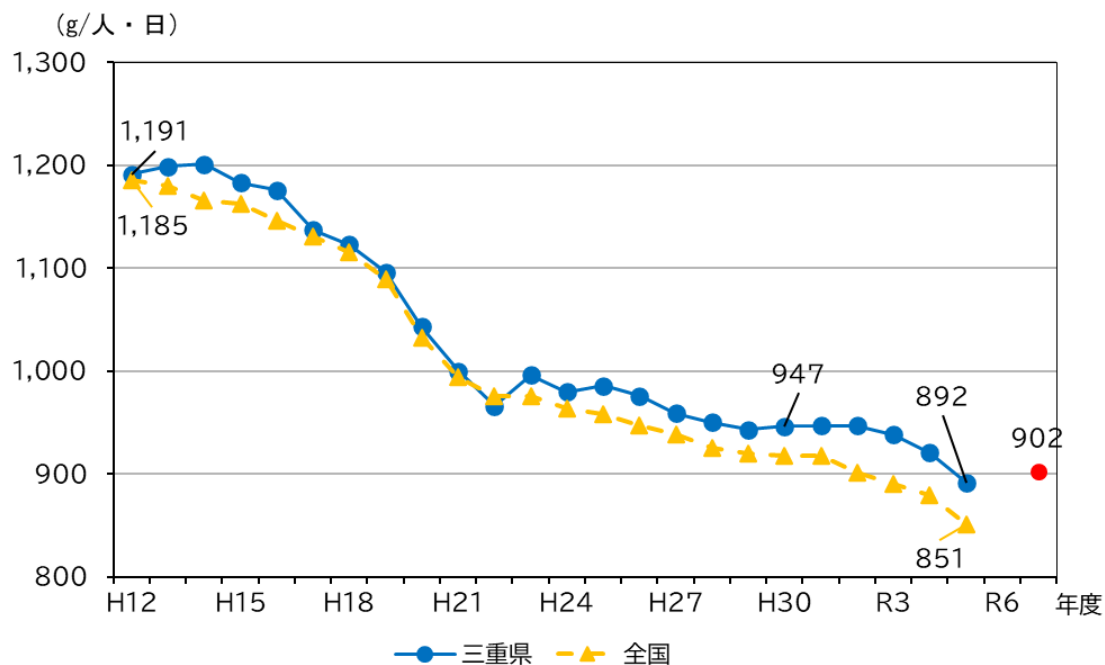


図2 1人1日あたりのごみ排出量の推移

1人1日あたりのごみ（一般廃棄物）排出量は減少傾向にあり、令和5年度は892g/人・日となっています。

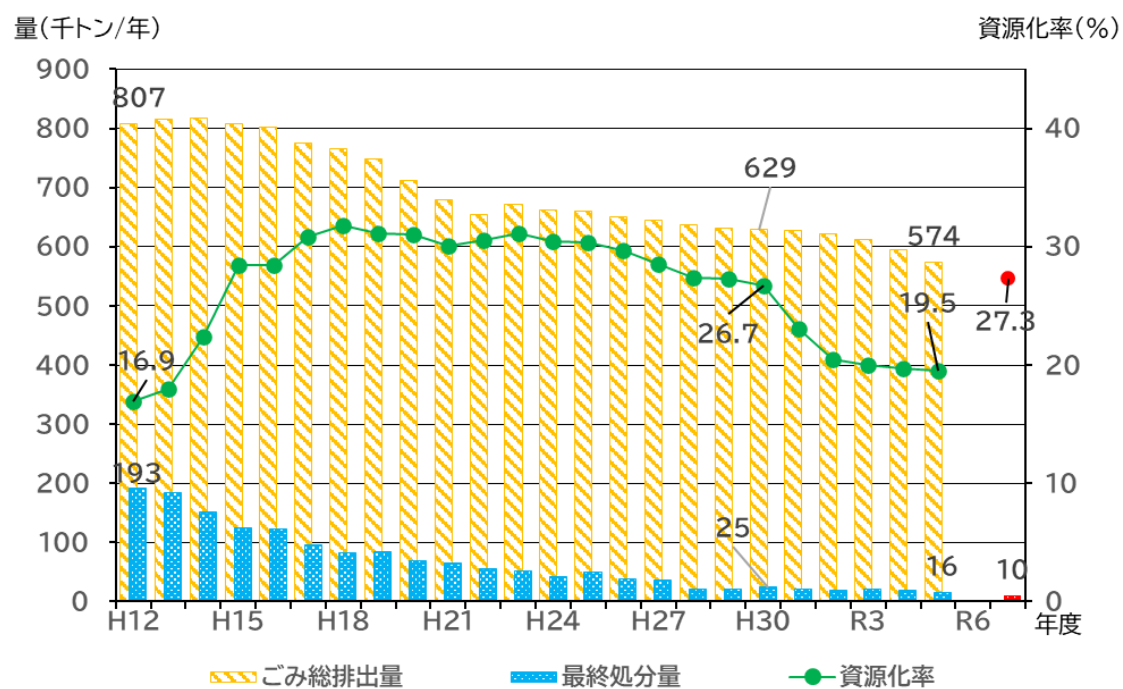


図3 一般廃棄物の排出量等の推移

一般廃棄物の資源化率は、令和元年度のRDF焼却・発電の終了に伴いRDF製造が減少したことで、令和5年度は19.5%となっています。最終処分量は減少傾向にあり、令和5年度は16千トンとなっています。

【産業廃棄物】

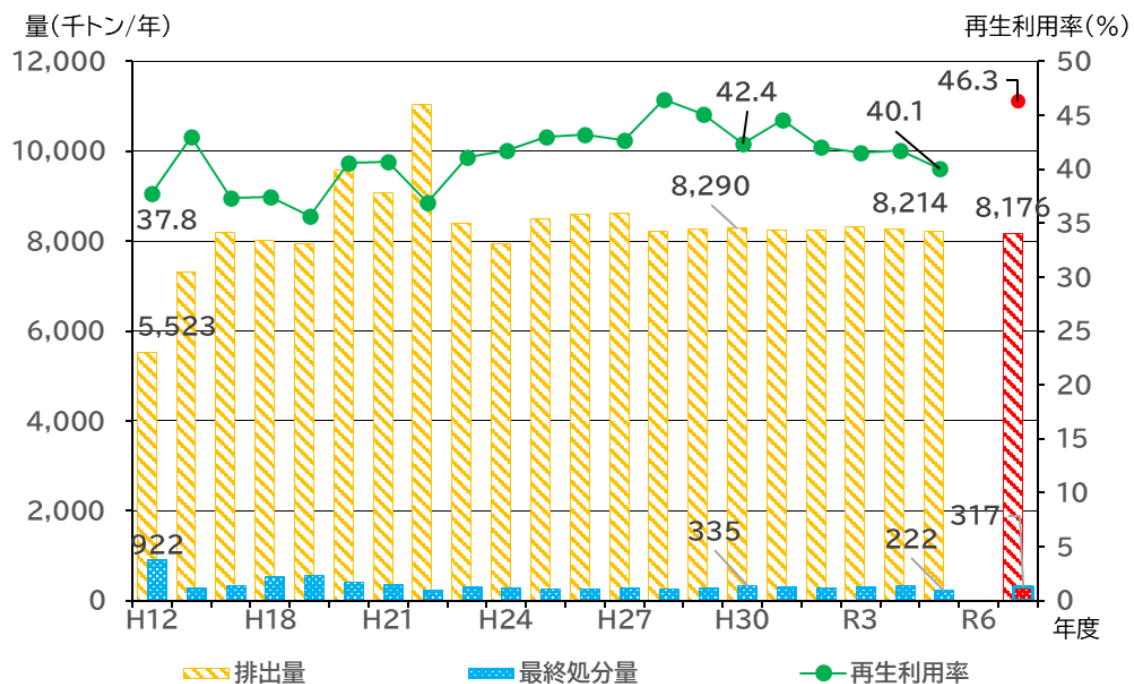


図4 産業廃棄物の排出量等の推移

産業廃棄物の排出量、再生利用率、最終処分量はおおむね横ばい傾向となっており、令和5年度はそれぞれ8,214千トン、40.1%、222千トンとなっています。

(2) これまでの取組と残された主な課題

前計画では、持続可能な循環型社会の構築をめざすため、「新たな知見や技術を取り入れ、多様な主体とのパートナーシップでめざす循環型社会～循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題解決の両立に向けて～」の基本理念のもと、5年間の取組について表3のとおり5つの取組方向と12の施策に整理し、取組を進めてきました。

表3 前計画における取組方向及び施策

取組方向1 パートナーシップで取り組む「3R＋R」 1－1 事業者等とのパートナーシップによる取組の推進 1－2 市町との連携の推進
取組方向2 循環関連産業の振興による「3R＋R」の促進 2－1 循環関連産業の育成及び支援 2－2 資源の循環的利用の促進
取組方向3 廃棄物処理の安全・安心の確保 3－1 廃棄物の適正処理と透明性の確保 3－2 産業廃棄物の不法投棄等の未然防止と早期発見・早期是正 3－3 産業廃棄物の不適正処理の是正措置の推進 3－4 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に向けた取組の推進
取組方向4 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決 4－1 プラスチック対策の推進 4－2 食品ロス等対策の推進
取組方向5 人材育成とICTの活用 5－1 循環型社会の構築に向けた人材の育成 5－2 スマートなシステムの体制整備と情報発信

前計画の施策毎の主な取組と設定した目標項目毎の進捗状況、施策毎の残された主な課題を次の表以降のとおり整理しました。

前計画の進捗状況

基本理念

新たな知見や技術を取り入れ、多様な主体とのパートナーシップでめざす循環型社会
～循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題の解決に向けて～

取組方向

施策

主な取組

目標（ 現状値 → 令和7年度の目標値 ）

取組方向1
パートナーシップで取り組む「3R+R」

施策1－1
事業者等とのパートナーシップによる取組の推進

○「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」による「資源のスマートな利用」の促進

	現状値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度（目標値）
「資源のスマートな利用」を宣言した事業所数（累計）	－	1,001 件	1,262 件	1,296 件	1,327件	1,500 件

施策1－2
市町との連携の推進

○ 市町のごみ分別アプリ等を活用した資源循環に関する普及啓発

	現状値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度（目標値）
市町と連携し、ICTを活用し情報発信した件数（累計）	－	13 件	59 件	126 件	318件	400 件

取組方向2
循環関連産業の振興による「3R+R」の促進

施策2－1
循環関連産業の育成及び支援

○ 環境負荷低減等に係る研究開発や設備機器の設置等に係る支援
○ 資源循環の促進に向けたガイドラインの策定
○ 循環関連産業におけるDXの推進

	現状値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度（目標値）
①高度な資源循環や環境負荷の低減に資する設備を導入又は研究を実施した件数（累計）	－	3 件	6 件	9 件	12件	15 件
②ICTを導入し成果につながった廃棄物処理業者等の割合	－	70.9 %	81.7 %	81.3 %	74.2 %	80 %

施策2－2
資源の循環的利用の促進

○ 認定リサイクル製品の普及・利用拡大

	現状値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度（目標値）
認定リサイクル製品の種類の増加又は認定リサイクル製品以外のリサイクル製品の開発に向け、県が支援した件数（累計）	－	2 件	4 件	5 件	7件	10 件

取組方向	施策	主な取組	目標（ 現状値 → 令和7年度の目標値 ）						
取組方向3 廃棄物処理の安全・安心の確保	施策3－1 廃棄物の適正処理と透明性の確保	○ 優良認定処理業者の育成と委託の促進 ○ P C B 廃棄物の期限内処理に向けた指導等		現状値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度（目標値）
			産業廃棄物処理業者の優良認定業者委託率	24.5 % (H30年度)	30.9 % (R2年度)	33.5 % (R3年度)	44.6 % (R4年度)	50.7 % (R5年度)	50 % (R6年度)
	施策3－2 産業廃棄物の不法投棄等の未然防止と早期発見・早期是正	○ 産業廃棄物処理の監視・指導 ○ 建設系廃棄物の排出事業者等に対する研修会等を通じた意識向上		現状値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度（目標値）
			①建設系廃棄物の不法投棄件数	11～13 件	12 件	11 件	8 件	5 件	10 件以下
			②人材育成のための講習会等への参加人数（累計）	686 人	891 人	1,874 人	3,064 人	4,334 人	5,000 人
取組方向4 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決	施策3－3 産業廃棄物の不適正処理の是正措置の推進	○ 行政代執行を継続している3事案の工事の実施 ○ 対策完了した事案のモニタリング		現状値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度（目標値）
			不適正処理4事案に係る環境修復の進捗率	65 % (R1年度)	80 %	95 %	100 %	100%	100 %
	施策3－4 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に向けた取組の推進	○ 災害廃棄物の適正処理に向けた人材育成や関係機関との連携強化		現状値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度（目標値）
			県が災害廃棄物に関する研修会等を開催し育成した人材の数（累計）	－	21 人	31 人	37 人	73 人	78 人
取組方向5 人材育成とICTの活用	施策4－1 プラスチック対策の推進	1 ○ 混合プラスチックのマテリアルリサイクルの実証事業 ○ 海洋プラスチック対策に資するごみ拾いアプリの導入		現状値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度（目標値）
			①廃プラスチック類の再生利用率	61.6% (H30年度)	61.3 % (R2年度)	60.6 % (R3年度)	59.7 % (R4年度)	64.0 % (R5年度)	70% (R6年度)
			②プラスチックの資源循環の高度化等に係る仕組みの構築に向けた取組の件数（累計）	－	2 件	4 件	6 件	8 件	10 件
	施策4－2 食品ロス等対策の推進	○ 三重県食品提供システム「みえ～る」の参加企業・団体の拡大 ○ 市町と連携したフードシェアリングサービスの導入		現状値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度（目標値）
			①食品ロス削減率	家庭系 49,219 t 事業系 41,357 t (R2年度)	家庭系 34.9 %減 事業系 4.0 %増 (R3年度)	家庭系 19.2 %減 事業系 5.2 %減 (R4年度)	家庭系 43.4 %減 事業系 6.6 %減 (R5年度)	家庭系 10%減 事業系 10%減 (R6年度)	
			②食品ロス削減モデル取組数（累計）	－	2 件	3 件	4 件	4 件	5 件
取組方向5 人材育成とICTの活用	施策5－1 循環型社会の構築に向けた人材の育成	○ ICTやDXに関するセミナー等の開催		現状値	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度（目標値）
	施策5－2 スマートなシステムの体制整備と情報発信		資源循環分野においてICTを活用できる人材の数（累計）	－	30 人	45 人	117 人	195 人	140 人

【取組方向 1 パートナースhipで取り組む「3 R + R」】

施策	主な取組	残された主な課題
1－1 事業者等とのパートナーシップによる取組の推進	・「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」による「資源のスマートな利用」の促進 ・市町のごみ分別アプリ等を活用した資源循環に関する普及啓発	市町や関係団体と連携し、さまざまな機会を通じて優良な取組の情報発信を行うなど、県民や事業者による自主的な取組を一層促進する必要がある。
1－2 市町との連携の推進		

【取組方向 2 循環関連産業の振興による「3 R + R」の促進】

施策	主な取組	残された主な課題
2－1 循環関連産業の育成及び支援	・環境負荷低減等に係る研究開発や設備機器の設置等に係る支援 ・資源循環の促進に向けたガイドラインの策定 ・循環関連産業におけるDXの推進	「循環経済への移行」を見据え、動脈産業と静脈産業が連携し、産業を支える資源として廃棄物の循環的利用を促進するとともに、地球温暖化等の社会的課題の解決にも資するため、さまざまな主体との連携による再資源化の高度化に取り組む必要がある。
2－2 資源の循環的利用の促進	・認定リサイクル製品の普及・利用拡大	「3 R + R」のさらなる促進に向け、再生可能資源の優先使用を進めるとともに、市町や事業者に対して、その使用が進むよう啓発を行っていく必要がある。

【取組方向 3 廃棄物処理の安全・安心の確保】

施策	主な取組	残された主な課題
3－1 廃棄物の適正処理と透明性の確保	・優良認定処理業者の育成と委託の促進 ・PCB廃棄物の期限内処理に向けた指導等	産業廃棄物の適正処理による安全・安心を確保するためには、引き続き、優良認定処理業者の活用促進等による排出事業者責任の徹底を図るとともに、PCB廃棄物を処分期間内に確実に適正に処理されるよう指導等を行っていく必要がある。

3－2 産業廃棄物の不法投棄等の未然防止と早期発見・早期是正	・産業廃棄物処理の監視・指導 ・建設系廃棄物の排出事業者等に対する研修会等を通じた意識向上	不法投棄等の未然防止及び早期発見・早期是正のため、関係機関等と連携、協働して広報啓発活動等を行い、不法投棄等に関する情報提供を呼びかける必要がある。
3－3 産業廃棄物の不適正処理の是正措置の推進	・行政代執行の実施と対策完了した事案のモニタリング	生活環境保全上の支障が生じていないことを確認するためのモニタリング等を実施するとともに、地域住民等とのリスクコミュニケーションを図る必要がある。
3－4 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に向けた取組の推進	・災害廃棄物の適正処理に向けた人材育成や関係機関との連携強化	いつ発生してもおかしくない南海トラフ地震や風水害等の大規模災害時においても速やかに対応できるよう、災害廃棄物処理体制を強化するとともに、現場対応力を高める人材育成をさらに進める必要がある。

【取組方向 4 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決】

施策	主な取組	残された主な課題
4－1 プラスチック対策の推進	・混合プラスチックのマテリアルリサイクルの実証事業 ・海洋プラスチック対策に資するごみ拾いアプリの導入	さまざまな主体との連携により、プラスチック資源循環の高度化に向けた課題解決の支援を通じ、ワンウェイプラスチックの削減の取組を進めるとともに、代替素材を用いた製品の利用、高度なリサイクル等による「3R＋R」の促進を図る必要がある。
4－2 食品ロス等対策の推進	・三重県食品提供システム「みえ〜る」の参加企業・団体の拡大 ・市町と連携したフードシェアリングサービスの導入	食べ物を無駄にしない意識の一層の醸成・定着を図り、さらなる削減に向け、行動につなげる必要があるため、市町と連携して県民に向けた啓発を進めていく必要がある。

【取組方向 5 人材育成と I C T の活用】

施策	主な取組	残された主な課題
5－1 循環型社会の構築に向けた人材の育成	・ I C T や D X に関するセミナー等の開催	動静脈連携や脱炭素化、D X の推進など、資源循環を取り巻く社会経済情勢が大きく変化していることから、引き続き、事業者自らによる新たな取組を促進する必要がある。
5－2 スマートなシステムの体制整備と情報発信		

4 基本理念

本計画においては、これまでの取組成果や残された課題をふまえ、廃棄物処理における安全・安心を前提としつつ、産業振興による資源の効率的な利用促進や社会情勢の変化をふまえながら取り組んでいきます。

みんなで築く安全・安心な三重の循環型社会
～循環経済への移行によるより良い暮らしをめざして～

【基本的な考え方】

明日に希望をもって高い生活の質を享受できる持続可能な社会の実現をめざし、2050 年カーボンニュートラルを見据え、環境・経済・社会の統合的向上のための「勝負の 2030 年」に対応していく必要があります。そのため、廃棄物処理の安全・安心の確保とともに、「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」が定着し、ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は最大限資源として有効利用される「ごみゼロ社会」の実現に向けた考え方を施策のベースとしながら、廃棄物・資源循環行政を取り巻く環境変化や新たな潮流への対応も重視しながら取り組んでいきます。

【循環経済への移行】

「循環経済への移行」を見据え、社会における高度な物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の構築に向け、社会全体での最適化を図り、資源循環への取組を通じて、環境・経済・社会の統合的な向上を図っていきます。また、資源投入量・消費量を抑えつつ、循環資源の一層の活用に向けた取組や、ストックを有効活用しながらサービス化等を通じて付加価値を生み出す取組を促進していきます。

【カーボンニュートラル】

2050 年カーボンニュートラルをめざして、資源循環の取組を通じて、温室効果ガス削減に貢献していきます。また、カーボンニュートラルに限らず、循環型社会の構築をめざすうえで、マルチベネフィットにつながる取組を推進していきます。

【さまざまな主体との連携】

さまざまな主体が地域の環境と循環資源に関心を持ち、環境教育・環境学習や環境保全活動等に積極的に参加したり、事業者、NPO・NGO等の民間団体の活動に協力したりする気運の醸成に取り組んでいきます。

四日市コンビナートでは、カーボンニュートラル社会に貢献するコンビナートを実現するための取組を推進しているほか、県内には伊勢志摩エリアを含む県南部をはじめ多くの観光資源があるなど、三重県の特徴をふまえた取組を進めていきます。

マイクロプラスチックを含めた海洋ごみ対策の推進のため、海洋ごみの発生抑制対策及び回収・処理の取組を推進するとともに、実態調査や一斉清掃に取り組んでいきます。

地域において廃棄物処理や資源循環に関する専門的な知見を持った人材、さまざまな主体間の利害を調整しパートナーシップを構築できる調整力を持った人材、既存の概念にとらわれずに新たな仕組みを構築し実行していく人材の育成に取り組んでいきます。

第2章 取組方向と施策

計画の基本的な考え方をふまえ、今後5年間の取組について3つの取組方向－施策－主な取組に整理したうえで、持続可能な循環型社会の構築をめざします。

取組方向	施策
1 資源循環の前提となる安全・安心の確保	1-1 循環資源のライフサイクルでの安全・安心の確保
	1-2 優良な事業者・処理業者の育成
	1-3 不法投棄等の不適正処理事案への対応
2 地域課題の解決に資する循環資源の利用促進	2-1 資源確保から廃棄等のすべての段階での徹底した資源循環の促進
	2-2 動静脈連携（事業者間連携）を通じた市場価値創出の促進
	2-3 地域のコーディネーター
3 持続可能な廃棄物処理体制の確保	3-1 廃棄物処理体制の強じん化
	3-2 災害時の廃棄物処理体制の強化・充実

1 取組方向1 資源循環の前提となる安全・安心の確保

循環型社会の構築に向け、生活環境の保全のための廃棄物処理における安全・安心の確保に取り組みます。今後、「循環経済への移行」に向けて、これまで以上に循環資源を最大限活用する取組が広がることから、より一層廃棄物処理を含めた資源のライフサイクル全体を通しての安全・安心の確保が重要となります。

そのため、廃棄物の適正処理に加え、循環関連産業における安全・安心の確保を前提としつつさまざまな主体の意識向上を図る必要があります。

県では、産業廃棄物の不適正処理により生活環境保全上の支障等が生じた事案について、地元自治会等とコミュニケーションを図りながら、行政代執行による措置を講じてきました。これまでの反省をふまえ、このような事案を二度と発生させないよう、排出事業者責任の徹底、厳正な監視・指導活動等、厳正な法令の施行に取り組んでいきます。

廃棄物の適正処理を推進するため、排出事業者が自らの責任で産業廃棄物を適正に処理することができるよう、より信頼性の高い産業廃棄物処理業者を選定しやすい環境の整備に向けて、遵法性や事業の透明性が高く、財務体質が健全である優良な処理業者を認定する優良産廃処理業者認定制度の活用に取り組んでいきます。

新たに確認される不法投棄事案数は横ばいで推移していることから、引き続き、厳正な監視・指導活動を行うとともに、警察をはじめとする関係機関との連携を維持・強化し、悪質な事案に対処していく必要があります。また、建設系廃棄物が不法投棄される要因に解体工事が重層的な構造によって行われることで、廃棄物の処理責任があいまいになることがあげられます。

そのため事案の早期発見・早期是正を図るため、ICTをはじめとする新しい技術の導入・活用を進めていきます。また、業界団体等と連携して、排出事業者責任や解体工事業者の法令遵守の徹底を図る取組を進めていきます。

循環関連産業における安全・安心の確保を前提としつつ、さらなる意識向上を図るため、研修やセミナーを通じた知識の習得を進めるとともに、再生資源の適切な循環利用が促進されるよう、再生事業者への助言等を行います。

マイクロプラスチックを含めた海洋ごみは、海岸域に漂着することで砂浜等の景観悪化が課題となっているほか、漁業や生態系への影響が懸念されています。

そのため、さまざまな主体と連携しながら、海洋ごみの発生抑制対策及び回収・処理の取組等を推進していきます。

施策及び主な取組

■施策 1-1 循環資源のライフサイクルでの安全・安心の確保

○排出事業者責任の徹底

排出事業者が自らの責任で産業廃棄物を適正に処理し、安全・安心を確保するため、遵法性や事業の透明性が高く、財務体質が健全である優良認定処理業者の活用を排出事業者へ働きかけます。

○各種リサイクル法に基づく取組の促進

天然資源投入量の削減、循環資源の利用促進や環境負荷の低減のため、家電リサイクル法、自動車リサイクル法、食品リサイクル法など、各種リサイクル法における個別品目のリサイクルについて、関係法令に基づき取組を進めるとともに、容器包装リサイクル法やプラスチック資源循環法に基づき、市町と連携し、プラスチックの資源循環を促進します。

○再生資源の適切な循環利用の促進

中間処理後物を再生品等として製造する再生事業者が、製造業者でもあるという認識をもって、再生品等の製造時や利用時の環境安全性が確保され、再生資源の適切な循環利用が促進されるよう、循環関連産業による資源循環の促進に向けたガイドラインに基づき、助言等を行います。

○リチウム蓄電池等の処理困難物の適正処理の推進

一般廃棄物の適正処理及び環境負荷の低減を図るため、処理困難物については、国の動向を見据えながら市町等へ情報提供や技術的助言を行うとともに、県民への普及啓発を行います。

特に、近年、リチウム蓄電池及びリチウム蓄電池を使用した製品に起因する火災事故等によるごみ処理施設の停止や収集運搬車両の故障が全国的に発生しています。ごみ処理が滞らないよう優良事例の収集等を行い、市町と連携して情報提供を行います。

○不適正ヤード対応

金属スクラップやプラスチック、鉛バッテリー、その混合物を含む雑品スクラップ等の再生資源は有価で取引がされており、廃棄物処理法の適用が困難な事例があり、中には、火災発生等の環境負荷が認められる不適正ヤードもあります。不適正ヤードにおける生活環境保全の確保に向けて、国の動向を見据えながら市町と連携し、立入検査により対応を行います。

○PCB廃棄物の適正処理の推進

PCB廃棄物は早期に確実に処理する必要があります。

低濃度PCB廃棄物については、令和9年3月末の期限までに処分されるよう周知するとともに、保管事業者へ指導していきます。また、令和9年度以降に、低濃度PCB使用製品が不要となったこと等により低濃度PCB廃棄物が発生等した場合や、新たに高度濃PCB廃棄物が発見された場合には、国の方針に従い、立入検査等により早期処分及び処分するまでの間の適正な保管を指導していきます。

○最終処分場周辺環境整備事業

管理型産業廃棄物最終処分場の周辺地域において、住みよいまちづくりのための基盤の整備や景観を維持するため、産業廃棄物税を活用して周辺地域の生活環境整備を支援し、環境改善を図ります。

○海洋ごみ対策の推進

海洋ごみの発生抑制対策及び回収・処理の取組を推進するとともに、実態調査や一斉清掃に取り組むなど、三県一市等で連携して広域的な海洋ごみの発生抑制対策を実施していきます。また、マイクロプラスチックも含めた海洋プラスチックごみ対策として、ごみ拾いSNSアプリを活用するなど、イベント等を通じて県民に海洋汚染の実態の理解を深めていただくとともに、ごみの発生抑制や海洋への流出防止といった行動につながるような普及啓発を行います。

○適正処理に向けた市町への支援等

一般廃棄物の適正処理及び環境負荷の低減を図るため、国の動向を見据えながら新たな技術を積極的に活用する視点を含め、市町へ情報共有や技術的助言を行います。また、円滑な一般廃棄物の処理に向けた業務継続計画の策定、市町の廃棄物処理施設整備及び維持管理について市町へ支援や助言を行います。

■施策 1-2 優良な事業者・処理業者の育成

○事業者への適正処理に向けた指導等

「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」（以下「三重県産業廃棄物条例」という。）に基づき、施設を設置する際の地域住民との合意形成手続き、建設系廃棄物の適正処理に係る元請業者の発注者への説明義務等の指導を行うことで、産業廃棄物の適正な処理を推進します。

また、廃棄物処理法に基づき、排出事業者責任の徹底を図るとともに、許可申請等の厳正な審査及び産業廃棄物処理業者等への的確な指導を行います。

○電子マニフェストの利用促進

電子マニフェストの利用が進んでいない業種に対して加入を働きかけるなど、排出事業者による電子マニフェストのさらなる利用を促進します。また、定型フォーマットが活用できることや、紙の保存及び排出事業者によるマニフェスト交付等状況報告の提出が不要となるなど、電子マニフェストの強みを活かし、事業者等の業務の効率化につながるような取組を進めます。

○優良認定処理業者の育成

遵法性や事業の透明性が高く、財務体質が健全で環境に配慮した事業活動を行うことができ、更に継続していくことができる処理業者を育成し、産業廃棄物の不適正処理を防止するため、国の制度を活用し、優良認定処理業者の育成に係る取組を進めます。また、排出事業者に対しては、三重県産業廃棄物条例をふまえ、その優位性を周知し、優良認定処理業者の活用の促進と処理業者に対する働きかけを行うとともに、引き続き、より効果的な運用につながるよう取り組みます。

■施策 1-3 不法投棄等の不適正処理事案への対応

○産業廃棄物処理の監視・指導

産業廃棄物が適正に処理され、資源循環が促進されるよう排出事業者、処理業者に対し、計画的な監視・指導を行うとともに、抑止効果・情報収集能力の高い不法投棄監視カメラ、広範囲・全体像の把握が容易なドローン等の資機材、ICTをはじめとした新しい技術の活用や近隣県市等と連携した県境での路上監視を実施し、産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の未然防止を図ります。

また、不適正処理事案については、必要に応じて警察等関係機関と連携して対応し、廃棄物の撤去等の改善に速やかに着手させるとともに、事業許可の取消や改善命令の発出など厳正な監視・指導を行います。

さらに、AIを活用して、マニフェスト交付等状況報告や処理実績報告等、県の保有する産業廃棄物に関するデータについて分析し、不適正処理の起こりやすい地域や時期等を特定して重点的な監視活動を行うことや、さまざまな場所に設置された監視カメラやセンサーの情報等をリアルタイムで収集、解析し、自動的に担当者へのアラートの発出、参考情報の提供や処理方針の提案等を行い、迅速な対応につなげることで未然防止、早期発見・早期是正に資する取組の検討を進めていきます。

○建設系廃棄物対策

建設系廃棄物が不法投棄される要因に、解体工事が重層的な構造によって行われることで、廃棄物の処理責任があいまいになることがあげられます。また、建設系廃棄物の不法投棄等に関し、行政処分に至った大きな要因が「法の理解が不十分」であることから、業界団体と連携して、排出事業者責任や解体工事業者の法令遵守の徹底を図る取組を進めていきます。

○不法投棄等の防止に向けた取組の推進

不法投棄等の未然防止や早期発見を図るためには、県だけではなく、県民、市町、事業者等の多様な主体と連携し、メディアやSNSによる発信、各種イベントにおける周知やキャンペーンの展開を通じて不法投棄をさせない気運を高めるとともに、各主体の自発的取組を促進します。

また、多様な主体との連携による間隙のない監視活動を行うため、市町立入検査員の任用、事業者等との情報提供協定、地域のパトロール活動団体の支援、電話・メール・スマホによる廃棄物110番の設置を継続的に実施するとともに、未然防止や早期発見につながるICTをはじめとする新しい技術の導入・活用を進めていきます。

○環境修復事業後の取組

産業廃棄物の不適正処理により生活環境保全上の支障等が生じた不適正処理事案については、廃棄物の全量撤去は行わずに対策工事を完了したことから、残置廃棄物由来の潜在的な汚染リスクが残っており、生活環境保全上の支障が生じていないことを確認するため、今後も水質モニタリング等の実施や地元自治会等とのコミュニケーションにより、安全・安心を確保していきます。

なお、行政代執行に要した費用については、引き続き原因者等に求償していきます。

2 取組方向 2 地域課題の解決に資する循環資源の利用促進

循環資源の利用促進に向けては、資源確保から生産、流通、使用、再使用、再資源化、廃棄等全ての段階での徹底した資源循環の促進が重要となります。

そのため、再生可能資源の使用や、循環利用しやすい製品の生産や利用を促進するとともに、使用中または使用を終えて廃棄となった後の効率的な移動・回収を実現していく必要があります。また、使用にあたっては使用者がなるべく長期に使用できるよう点検・リペア・交換・再使用を行うことができる環境を構築していく必要があります。廃棄する場合でも、一度に多量に排出されないような取組を進める必要があります。廃棄段階においては、3Rの原則により、発生抑制に努めるとともに、技術的及び経済的に可能な範囲で再利用し、再利用できないものはリサイクルし、リサイクルできないものはエネルギー回収することが重要です。一層の取組を進めるためには、県の公設試験研究機関による企業等との共同研究のほか、産業廃棄物税を活用した研究・技術開発、設備機器の設置の支援、認定リサイクル製品の普及・利用拡大など、より高度で効率的な資源循環の仕組みの構築に努めていきます。

「循環経済への移行」に向けては、さまざまな主体との連携が重要であり、特に資源循環分野における動静脈連携をはじめとした事業者間連携の取組を促進していく必要があります。

そのためには、製造業などにおいて再生材の利用を前提とした商品開発や再生材の活用に向けた技術開発が必要となるため、情報の提供、研究・技術開発、設備機器の設置等の支援を行う必要があります。また、事業者同士がマッチングできる場を提供するほか、さまざまな機会を通して、事業者のみならずさまざまな主体間の連携を拡げていきます。

事業者間の連携を進めるにあたっては、地域の実情を把握したうえで、先進的な取組の周知・拡大に取り組むとともに、地域で点在する取組をコーディネートできる人材の育成に取り組みます。

また、四日市コンビナートではカーボンニュートラル社会に貢献するコンビナートを実現するための取組を推進しているほか、多くの観光資源があるなど、県の特色をふまえた取組を進める必要があります。

そのためには、資源循環の視点によるアプローチに限らず、カーボンニュートラルに資する取組であること、環境のみならず、経済・社会など、マルチベネフィットにつながる取組を進めていきます。

食品ロスの削減については、家庭系食品ロス、事業系食品ロスとも取組が進んでいますが、さらなる削減に向け、一層の意識の醸成・定着を図る必要があります。

そのためには、市町と連携してアプリ等を活用し県民に向けた啓発を進めていくほか、生活困窮者支援にもつながる三重県食品提供システムの参加企業・団体の拡大等、社会課題の解決にもつながる取組を進めていきます。

施策及び主な取組

■施策 2-1 資源確保から廃棄等のすべての段階での徹底した資源循環の促進

○産業廃棄物の発生抑制等に向けた支援

産業廃棄物処理業者を含めた事業者による積極的な産業廃棄物の発生抑制・循環的な利用・減量化の研究・技術開発及び産業廃棄物由来の再生資源を原料とした商品開発を行う経費の一部や、産業廃棄物の発生抑制等に係る設備機器を設置する経費の一部を支援することで、産業廃棄物の発生抑制等を進めるとともに、天然資源の使用を抑制し地球温暖化対策を含めた環境への負荷の低減をめざします。

○プラスチック資源循環の高度化

プラスチックの資源循環を促進するため、再生プラスチック原料の需要に応じた供給体制や製品への適用可能性を検討していきます。また、資源循環を通じた四日市コンビナートにおけるカーボンニュートラル社会への貢献に向けた動きとの連携を検討していきます。

○新たに廃棄処理が懸念される製品等の循環的利用の促進

国の動向を注視しながら、太陽光パネル等の新たに廃棄処理が懸念される製品等の循環的利用に係る取組を促進するとともに、関連産業の振興を図ります。

○不適正ヤード対応（再掲）

金属スクラップやプラスチック、鉛バッテリー、その混合物を含む雑品スクラップ等の再生資源は有価で取引がされており、廃棄物処理法の適用が困難な事例があり、中には、火災発生等の環境負荷が認められる不適正ヤードもあります。不適正ヤードにおける生活環境保全の確保に向けて、国の動向を見据えながら市町と連携し、立入検査により対応を行います。

○廃棄物等のリサイクル技術の研究開発

県の公設試験研究機関と企業や高等教育機関等との連携により、課題の多い建設系廃棄物や地場産業の廃棄物等のリサイクル技術の研究開発を行います。

○認定リサイクル製品の普及・利用拡大

認定リサイクル製品の利用の推進に向けて、事業者への立入検査や安全性確認調査を実施し、リサイクル製品の認定制度を的確に運用するとともに、品質及び安全性を確保します。また、同製品の利用促進を図るため、市町や事業者、関係機関などに対し認定リサイクル制度や同製品について広く情報提供を行います。さらに、新たな再生資源を用いた製品の開発をめざす事業者へ技術的支援を行います。

○環境に配慮した製品の生産・利用促進

天然資源の使用を抑制し再生可能資源を活用したリサイクル製品の普及に向けて、原料に再生可能資源等を用いるなど環境に配慮した製品の開発や利用を促進します。また、環境配慮設計の製品の生産を促進します。このため、製造業者や流通業者、販売事業者などとの意見交換をふまえ、環境配慮製品の情報発信を行うとともに、同製品の現状や動向などを把握するための市場の調査や課題の整理を行います。さらに、事業者の取組について、リサイクル製品のPRだけでなく、資源循環に資する先進的、モデル的な取組について広く情報発信します。

○一般廃棄物の3Rの促進

脱炭素にもつながる一般廃棄物の3Rの促進に向けて、国や他自治体での対策や取組情報などを積極的に収集、発信するとともに、先進的で効果的な3Rの取組を市町と連携しモデル的に実施し、その成果を県内に展開していきます。

具体的には、市町と情報共有や意見交換を行う場である行政連絡会議などを通じて、家庭系ごみの分別排出の徹底やごみ処理の有料化などの事例、事業系ごみの多量排出事業者への排出抑制等の指導・搬入規制の事例など、一般廃棄物の3Rに関する取組を水平展開するほか、市町における発生・排出抑制につながる施策の検討・実施に向けて、技術的な支援を行います。

また、一般廃棄物処理を担う市町と連携して、ごみに関する情報を県民に直接発信できるごみ分別アプリ等を活用し、県民・事業者への啓発を行います。

○ごみの持つ未利用エネルギー活用の促進

温室効果ガスの排出削減の観点から、資源循環分野における未利用エネルギーの利活用を進めることは重要です。このため、国の循環型社会形成推進交付金等により、市町のごみ処理施設の新設や更新において、高効率なエネルギー回収型ごみ処理施設等の積極的な導入を促すなど、ごみの持つ未利用エネルギーの有効利用を促進します。

○高度なりサイクルシステムの促進

県内のペットボトルの高度なりサイクル工場の立地を契機とした水平リサイクルを促進するため、市町と連携した家庭から排出されるペットボトルの水平リサイクルなど、先進的な取組の情報発信を通じて高度なりサイクルシステムの取組を促進します。

また、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律等の施行にあたって、関係機関と連携して対応していきます。

○業界団体等との連携による事業者の資源循環の促進

業界団体等と連携し、事業者等が法令を遵守し、資源循環の促進につながるようセミナーや勉強会等を開催します。また、事業者等が相互に取り扱う廃棄物等をより効率的・効果的に資源循環するための働きかけが相互に実施できるよう、関係団体と連携して情報提供などを実施します。

○資源のスマートな利用の促進

資源確保から製品の生産、流通、販売、廃棄等に至るライフサイクル各段階で、環境負荷の低減を図りつつ、資源循環を推進するため、「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」の運用等により、ライフサイクル各段階に関わる事業者による「資源のスマートな利用」等の自主的な取組を促進します。優良な取組事例については、セミナー等で積極的にPRし、水平展開することで、事業者による自主的な資源循環に係る取組の裾野を広げていきます。

また、県職員が率先して、マイボトル・マイバッグ運動の促進、ワンウェイプラスチック削減等の「資源のスマートの利用」に取り組んでいきます。

○多量排出事業者による取組の促進

産業廃棄物が年間1,000トン以上発生する多量排出事業者等による発生抑制、リサイクル及び適正処理に関して、事業者自らが排出状況について把握し、次年度以降のさらなる発生抑制等につながるよう個別支援・助言を行います。

○各種リサイクル法に基づく取組の促進（再掲）

天然資源投入量の削減、循環資源の利用促進や環境負荷の低減のため、家電リサイクル法、自動車リサイクル法、食品リサイクル法など、各種リサイクル法における個別品目のリサイクルについて、関係法令に基づき取組を進めるとともに、容器包装リサイクル法やプラスチック資源循環法に基づき、市町と連携し、プラスチックの資源循環を促進します。

○食品ロスの削減

食品ロスの削減に向けて、市町や食品関連事業者、関係機関と連携し、地域の特性等に応じた取組やマルチベネフィットにつながる取組を進めます。

＜家庭系食品ロスの削減＞

家庭系食品ロスを削減するためには、県民の食べ物を無駄にしない意識を醸成し、それが行動につながる事が重要であることから、県内の学校教育で利用できるデジタル教材の作成や、フードドライブの展開等、家庭系食品ロスの削減に向けた積極的な啓発や情報発信を行います。

＜事業系食品ロスの削減＞

事業系食品ロスを削減するためには、食品製造業、食品卸売業、食品小売業及び外食産業等の業種に応じた効果的な取組を進めます。

食品製造業及び食品卸売業等から発生する規格外品等の未利用食品の活用だけでなく、生活困窮者支援を目的とした三重県食品提供システム（通称「みえ〜る」）について、参加団体を拡大していくとともに、効果的な運用を検討していきます。また、外食産業については、食べ残しの持ち帰りの促進等により、事業系食品ロス削減につなげていきます。

■施策 2-2 動静脈連携（事業者間連携）を通じた市場価値創出の促進

○事業者と連携した取組の推進

生産・流通・小売業者から廃棄物処理業者まで、ライフサイクル全ての段階で製品に関わる事業者との関係を生かし、さらなる資源循環を促進するため、資源循環を推進している事業者との協定の締結等の手法の活用も検討しながら、連携した取組を進めます。

○プラスチック資源循環の高度化（再掲）

プラスチックの資源循環を促進するため、再生プラスチック原料の需要に応じた供給体制や製品への適用可能性を検討していきます。また、資源循環を通じた四日市コンビナートにおけるカーボンニュートラル社会への貢献に向けた動きとの連携を検討していきます。

○新たに廃棄処理が懸念される製品等の循環的利用の促進（再掲）

国の動向を注視しながら、太陽光パネル等の新たに廃棄処理が懸念される製品等の循環的利用に係る取組を促進するとともに、関連産業の振興を図ります。

○地域循環共生圏の構築に向けたモデルづくり

地域における循環資源等の状況を把握し、その情報を生産・流通業者、廃棄物処理業者、市町など関係する主体と共有するとともに、地域特性や循環資源等の性質に応じ地域内で有効活用するための研究事業や事業者等とのマッチング等を行うなど、さまざまな主体と連携することで、地域循環ビジネスの創出に向けた取組を進めます。

○業界団体等との連携による事業者の資源循環の促進（再掲）

業界団体等と連携し、事業者等が法令を遵守し、資源循環の促進につながるようセミナーや勉強会等を開催します。また、事業者等が相互に取り扱う廃棄物等をより効率的・効果的に資源循環するための働きかけが相互に実施できるよう、関係団体と連携して情報提供などを実施します。

■施策 2-3 地域のコーディネーター

○事業者と連携した取組の推進（再掲）

生産・流通・小売業者から廃棄物処理業者まで、ライフサイクル全ての段階で製品に関わる事業者との関係を生かし、さらなる資源循環を促進するため、資源循環を推進している事業者との協定の締結等の手法の活用も検討しながら、連携した取組を進めます。

○循環関連産業の振興につながる人材の育成・確保

廃棄物処理やリサイクルに関するイメージの向上を図り、廃棄物処理体制の強化・充実につなげるため、関係部局や関係団体と連携し、地域や職場において活動する方や廃棄物の「3R+R」に関心のある方等を対象に、県内の廃棄物処理の現状と課題や先進的な取組等に関するセミナーや勉強会等を開催するなど、地域や職場でごみの減量化や資源循環に率先して取り組む人材の育成や担い手の確保を図ります。

また、事業者については、ICTの活用、環境配慮型の製品設計や再生原料の積極的な活用、より二酸化炭素排出量の削減等につながる事業活動等、資源循環の促進や廃棄物処理体制の強化・充実につながる情報を提供します。

○Web等を活用した情報発信

ICTの進展による広報媒体やコミュニケーションツールの多様化が急激に進んでいる状況に対応するため、スマートデバイスなどさまざまなツールを活用し情報発信をしていく必要があることから、インターネットや県広報紙に限

らず、さまざまなツールを用いて、県や事業者等の取組や情報を発信していきます。

○関係機関との連携による啓発活動

環境関連イベントへの参加や、学校や企業等への出前講座といったこれまでの形の啓発にとどまらず、SNSやアプリ、オンライン講義等、ICTを活用した多様な手段で情報発信を行うとともに、事業者や団体、国、市町等さまざまな主体との連携により啓発の効果を高めることで、県民の環境意識を高揚させ、環境負荷の低減に向けた行動を促進します。

○廃棄物の適正な処理の推進等に係る取組に対する顕彰制度

県内における廃棄物の適正な処理の推進、発生抑制及び資源の循環利用等に関し、顕著な功績を収めた個人、団体及び事業者に対して表彰を行うとともに、その取組事例を広く紹介します。

3 取組方向 3 持続可能な廃棄物処理体制の確保

市町等におけるごみ処理については、国から新たに中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について示されたことから、市町等と連携して新たなごみ処理体制の構築に向けて取組を進めていきます。

廃棄物処理体制の持続可能性については、事業者は新たな仕組みに対応していく必要があるとともに、事業の効率性・作業性・安全性の向上のためのICTの活用を通じた企業経営の改善、新たな価値を創造するための技術開発などが必要となります。

そのためには、セミナーの開催や有識者派遣のほか、県の公設試験研究機関における企業等との共同研究等を通じて事業者の廃棄物処理体制の持続可能性を促進します。いつ発生してもおかしくない南海トラフ地震等の大規模災害時に発生する災害廃棄物を迅速に処理することは、早期の復旧・復興を進めるために非常に重要です。

県では被災した市町が災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するために必要な県の果たすべき役割と機能を取りまとめた「三重県災害廃棄物処理計画」を策定しています。新たな南海トラフ地震被害想定や国の災害廃棄物対策指針をふまえ、当該計画の改定を行います。過去の大規模災害の教訓をふまえた訓練等を実施し、県内市町の災害廃棄物処理体制の強化・充実に向けた取組を進めます。

令和6年能登半島地震をはじめとした大規模災害の教訓から、災害廃棄物の処理にあたっては、民間事業者の協力は不可欠です。また、民間事業者における処理体制の強化・充実には産業廃棄物の処理を委託している事業者の早期復旧にもつながるものです。

そのため、民間事業者における災害時の廃棄物処理体制の強化・充実に取り組んでいきます。

施策及び主な取組

■施策 3-1 廃棄物処理体制の強じん化

○ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化

ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化については、令和6年3月28日付環境省通知において、将来にわたり持続可能な適正処理を確保し、同時に脱炭素化も推進していくため、中長期的な視点で安定的かつ効率的なごみ処理体制の在り方を検討することが必要であり、市町と連携し、長期広域化・集約化計画

を策定し、これに基づき、安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築を推進することが求められています。

県内では広域連合や一部事務組合による広域でのごみ処理が進んでいるところですが、既存施設の更新時期や市町の事情にも配慮し、ごみ処理の広域化・集約化のさらなる推進に向け、市町と連携しながら、長期広域化・集約化計画の策定に向けた調整・検討を行っていきます。

また、市町からの要請に応じ、市町のごみ処理の広域化に向けた検討会に参画するなど、技術的な助言を実施していきます。

○適正処理に向けた市町への支援等（再掲）

一般廃棄物の適正処理及び環境負荷の低減を図るため、国の動向を見据えながら新たな技術を積極的に活用する視点を含め、市町へ情報共有や技術的助言を行います。また、円滑な一般廃棄物の処理に向けた業務継続計画の策定、市町の廃棄物処理施設整備及び維持管理について市町へ支援や助言を行います。

○ポストRDFに向けた支援等

ポストRDFに向けては、関係市町のごみ処理が滞りなく行われるよう、引き続き、市町等における新たなごみ処理体制への円滑な移行に必要な協力・支援を行っていきます。

○災害時の廃棄物の適正処理に係る循環関連産業の体制強化・充実

循環関連産業を担う民間事業者による廃棄物の処理が、災害時においても維持される体制を確保・充実することは、社会全体の早期の復旧・復興に非常に重要です。そのため、災害時における事業継続体制の構築や災害時に発生する廃棄物処理に係る知見を有した人材の育成に取り組めます。

○循環関連産業の振興につながる人材の育成・確保（再掲）

廃棄物処理やリサイクルに関するイメージの向上を図り、廃棄物処理体制の強化・充実につなげるため、関係部局や関係団体と連携し、地域や職場において活動する方や廃棄物の「3R+R」に関心のある方等を対象に、県内の廃棄物処理の現状と課題や先進的な取組等に関するセミナーや勉強会等を開催するなど、地域や職場でごみの減量化や資源循環に率先して取り組む人材を育成や担い手の確保を図ります。

また、事業者については、ICTの活用、環境配慮型の製品設計や再生原料の積極的な活用、より二酸化炭素排出量の削減等につながる事業活動等、資源循環の促進や廃棄物処理体制の強化・充実につながる情報を提供します。

■施策 3-2 災害時の廃棄物処理体制の強化・充実

○災害廃棄物の処理体制の強化

災害廃棄物処理に係る応援協定締結団体や市町等が参加する図上演習及び実地訓練を実施します。また、関係機関との連絡会の開催や国の大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会への参画など、関係者と連携して災害廃棄物の処理体制を強化していきます。

また、新たな南海トラフ地震被害想定や国の災害廃棄物対策指針をふまえ、「三重県災害廃棄物処理計画」の改定を行うとともに、市町の災害廃棄物処理計画の改定の支援を行います。

○災害廃棄物処理を担う人材の育成

県・市町等において災害廃棄物の処理を担う人材の確保をめざし、市町等や隣県と連携した広域的な訓練の実施など、最新の知見や事例を取り入れながら、災害廃棄物処理に精通した人材育成を図り、県・市町等職員の災害対応能力の維持・向上を進めます。

○災害時の廃棄物の適正処理に係る循環関連産業の体制強化・充実（再掲）

循環関連産業を担う民間事業者による廃棄物の処理が、災害時においても維持される体制を確保・充実することは、社会全体の早期の復旧・復興に非常に重要です。そのため、災害時における事業継続体制の構築や災害時に発生する廃棄物処理に係る知見を有した人材の育成に取り組みます。

第3章 計画の目標

1 循環型社会形成に向けた取組に係る目標

持続可能な循環型社会の構築をめざすための県の取組の成果を示す指標として施策毎に目標を設定します。

【施策 1-1 循環資源のライフサイクルでの安全・安心の確保】

産業廃棄物の排出事業者責任の徹底を図るため、優良認定処理業者への委託率向上をめざします。特別管理産業廃棄物に占める多量排出事業者による優良認定処理業者への委託率が約 70%である状況をふまえ、排出事業者への働きかけ等を通じ、産業廃棄物の多量排出事業者による処理委託量についても、優良認定処理業者への委託率を 70%とすることをめざします。

取組の内容	目標項目	現状値	目標値 令和 12 年度
○排出事業者責任の徹底	優良認定処理業者への委託率	50.7 % (令和 5 年度)	70.0 %

【施策 1-2 優良な事業者・処理業者の育成】

優良認定を取得している処理業者を増加させ、排出事業者が産業廃棄物の処理を優良認定処理業者に委託することで、県内における産業廃棄物処理の安全・安心の確保につなげる必要があることから、セミナーの開催等による認定取得の促進の取組等を通じて、優良認定処理業者の認定事業者数を 670 事業者とすることをめざします。

取組の内容	目標項目	現状値	目標値 令和 12 年度
○優良認定処理業者の育成	優良産廃処理業者認定制度により認定された事業者数	517 事業者 (令和 6 年度)	670 事業者

【施策 1-3 不法投棄等の不適正処理事案への対応】

不法投棄は、大規模になるほど周辺環境への影響は大きくなり、是正においても時間や労力等を要することから、投棄量が少ない段階で早期に発見し早期に是正させることが重要です。直近 5 年間の不法投棄事案 1 件あたりの投棄量が 15 トンから 21 トンで推移していることをふまえ、不法投棄事案 1 件あたりの確認数量を 10 トン未満とすることをめざします。

取組の内容	目標項目	現状値	目標値 令和 12 年度
○産業廃棄物処理の監視・指導 ○不法投棄等の防止に向けた取組の推進	不法投棄事案 1 件あたりの確認数量（直近 5 年間平均）	15 トン （令和 6 年度）	10 トン未満

【施策 2-1 資源確保から廃棄等のすべての段階での徹底した資源循環の促進】

県内事業者による資源循環の取組のさらなる促進に向け、技術的・財政的支援が必要です。近年の支援件数が平均約 9 件/年であることをふまえ、計画の対象期間内に延べ 45 件の新たな支援を行うことをめざします。

また、食品ロスのさらなる削減に向け、これまで市町や食品関連事業者等と連携して県で実施したモデル事業等の取組を県内で広く普及拡大させ、取組の定着を図る必要があることから、関係機関等と連携した食品ロス削減に係る取組を県内全市町に広げることがめざします。

取組の内容	目標項目	現状値	目標値 令和 12 年度
○産業廃棄物の発生抑制等に向けた支援 ○廃棄物等のリサイクル技術の研究開発 ○認定リサイクル製品の普及・利用拡大	資源循環に係る研究開発及び設備導入等の支援件数	—	45 件
○食品ロスの削減	食品ロスの削減に向けた取組を実施した市町数	15 市町 （令和 7 年度）	29 市町

【施策 2-2 動静脈連携（事業者間連携）を通じた市場価値創出の促進】

循環経済への移行や循環資源の利用を加速させるためには、単独事業者では実現困難であり、県が事業者間連携による取組を後押しし、その後の定着・自立を促すことが必要です。本計画では、県が実施する資源循環分野における事業者間連携の取組に参画した事業者数を動静脈連携に係る目標項目として新たに設定し、計画の対象期間内に延べ 50 事業者による取組が継続されていることをめざします。

取組の内容	目標項目	現状値	目標値 令和 12 年度
○事業者と連携した取組の推進 ○地域循環共生圏の構築に向けたモデルづくり	事業者間連携の促進に向けた取組に参画した事業者数	—	50 事業者

【施策 2-3 地域のコーディネーター】

さまざまな主体による廃棄物の適正処理及び資源循環を促進するためには、廃棄物処理や資源循環に関わる一人ひとりの意識向上を図ることが必要です。本計画では循環関連産業の振興につながる人材の育成・確保につながるよう、県が主催する資源循環や廃棄物処理体制の強化・充実を図るセミナー等への参加者数を目標項目として新たに設定し、計画の対象期間内に延べ 1,550 人とすることをめざします。

取組の内容	目標項目	現状値	目標値 令和 12 年度
○循環関連産業の振興につながる人材の育成・確保	資源循環等に係るセミナー等への参加者数	—	1,550 人

【施策 3-1 廃棄物処理体制の強じん化】

環境省の通知に基づき、市町と連携し、安定的かつ効率的な一般廃棄物の処理体制を構築する必要があることから、令和 9 年度までに新たに長期広域化・集約化計画を策定することを目標とし、策定後は当該計画に基づく広域化・集約化の進捗を図ります。

取組の内容	目標項目	現状値	目標値 令和 12 年度
○ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化	ごみ処理長期広域化・集約化計画の策定	—	策定済み

【施策 3-2 災害時の廃棄物処理体制の強化・充実】

大規模災害時に広域的な災害廃棄物処理体制を確保するためには、県内の関係機関それぞれにおいて災害対応能力を有した人材を確保する必要があることから、県が主催する災害廃棄物処理人材養成講座を修了した職員を全ての市町及び広域連合・一部事務組合において確保することをめざします。

取組の内容	目標項目	現状値	目標値 令和 12 年度
○災害廃棄物の処理体制の強化 ○災害廃棄物処理を担う人材の育成	災害廃棄物処理人材養成講座を修了した職員を有する関係機関数	21 機関 (令和 6 年度)	41 機関

2 モニタリング指標

「1 循環型社会形成に向けた取組に係る目標」を中心とした各種主な取組の成果によってもたらされる効果を継続的に確認するため、一般廃棄物及び産業廃棄物等の処理状況のトレンドをモニタリング指標として設定します。一般廃棄物については、「1 人 1 日あたりのごみ排出量」、「資源化率」及び「最終処分量」を、産業廃棄物については、「排出量」、「再生利用率」及び「最終処分量」を、また「食品ロス削減推進計画」に基づくモニタリング指標として「食品ロス削減率」を設定し、把握していきます。

モニタリング指標	現状値 (令和5年度実績)	令和12年度の見込み	指標の説明
1人1日あたりのごみ排出量	892g/人・日	862g/人・日	ごみ排出量 / (計画収集人口 × 日数) ※災害廃棄物の量を除く
一般廃棄物の資源化率	19.5%	19.7%	資源化量(直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量) / ごみ排出量
一般廃棄物の最終処分量	16千トン	15千トン	最終処分量
産業廃棄物の排出量	8,214千トン	7,968千トン	県内から排出される産業廃棄物の量(排出量 - 有償物量)
産業廃棄物の再生利用率	40.1%	42.0%	県内から排出される産業廃棄物から再生利用された割合
産業廃棄物の最終処分量	222千トン	219千トン	県内から排出される産業廃棄物から最終処分された量
食品ロス削減率	家庭系 43.4%減 事業系 6.6%減	家庭系 50%減 事業系 15%減	令和2年度実績比の食品ロス削減率

第4章 計画の進行管理

1 計画の進捗と進捗管理

本計画を着実に推進するためには、定期的に目標及び取組状況を把握し、評価・見直しを行っていくことが重要です。

このため、毎年度、県民・NPO、事業者、市町等さまざまな主体と計画の進捗状況を共有し、取組の点検・評価を行い、翌年度の取組の改善につなげることで、計画の実効性を担保していきます。

また、県の取組内容や計画の進捗状況が県民に伝わるよう、さまざまな場面を通じて、情報発信をしていきます。

なお、第3章で設定した目標については、毎年度の振り返りをふまえ、より適切な目標となるよう引き続き検討し、必要に応じて適宜見直しを行います。

資料編

本県における廃棄物処理の状況：一般廃棄物

○一般廃棄物（ごみ）

（１）排出の状況

①ごみ排出量

ごみ排出量について、令和５年度における県内のごみ排出量は 565 千 t となっており、うち家庭から排出される家庭系ごみは 407 千 t（72%）、事業者から排出される事業系ごみは 158 千 t（28%）です。

県内のごみ排出量は、県民、事業者、NPO等団体、市町、県などさまざまな主体が連携した 3 R の取組や、各種リサイクル制度の効果等により、着実に削減されてきており、平成 30 年度以降、減少傾向にあります。特に平成 30 年度以降は事業系ごみの削減が進んでいます。

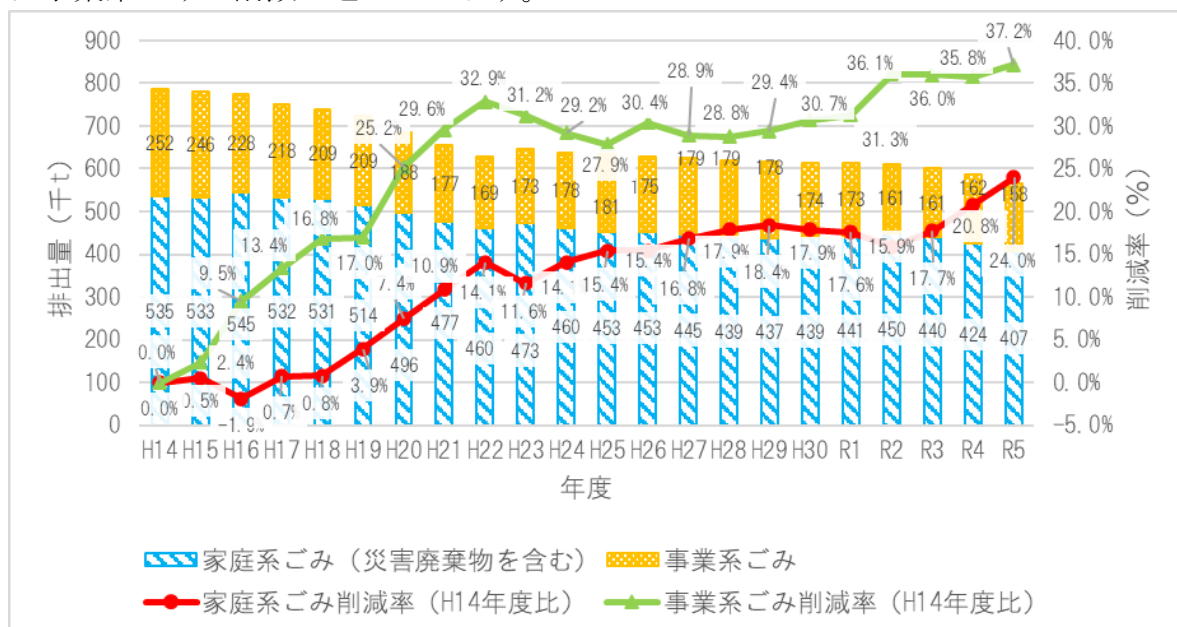


図5 ごみ排出量と削減率の推移

（注）災害廃棄物量は、家庭系ごみに含まれています。

（注）ごみ排出量には、集団回収量は含んでいません。

②ごみの種類別排出割合

ごみの種類別排出割合（令和 5 年度）は、可燃ごみ 83.9%、不燃ごみ 3.7%、資源ごみ 8.8%、粗大ごみ 1.9%、その他 1.5%、混合ごみ 0.2%となっており、平成 30 年度実績と比べ可燃ごみの割合がやや増加しています。

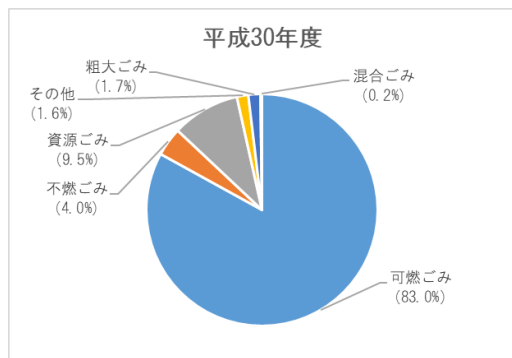


図 6 ごみの種類別排出割合（平成 30 年度）

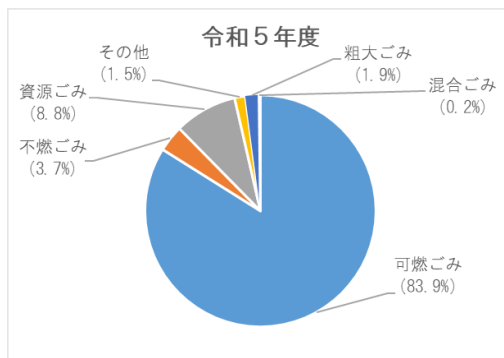


図 7 ごみの種類別排出割合（令和 5 年度）

（２）処理の状況

①ごみ処理の状況

令和 5 年度の処理実績は、直接焼却が 479 千 t、資源化が 28 千 t、ごみ固形燃料（R D F）化が 6 千 t、直接埋立が 5 千 t などとなっています。

平成 30 年度以降、直接埋立量は減少傾向となっていますが、直接焼却量が若干の増加傾向となっています。また、ごみ固形燃料（R D F）化は大きく減少しました。

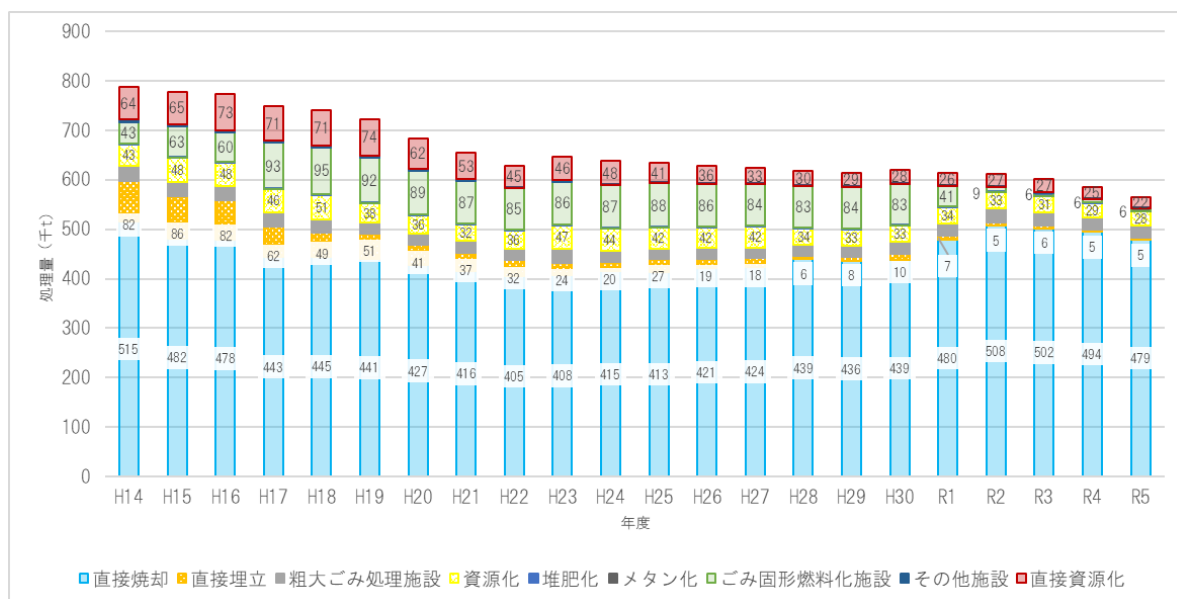


図 8 ごみ処理状況の推移

②資源化の状況

ごみの資源化率は、令和元年度にR D F 焼却・発電事業の終了に伴い、R D F 製造が減少したことで、資源化率は低下し、全国とほぼ同等の水準となっています。

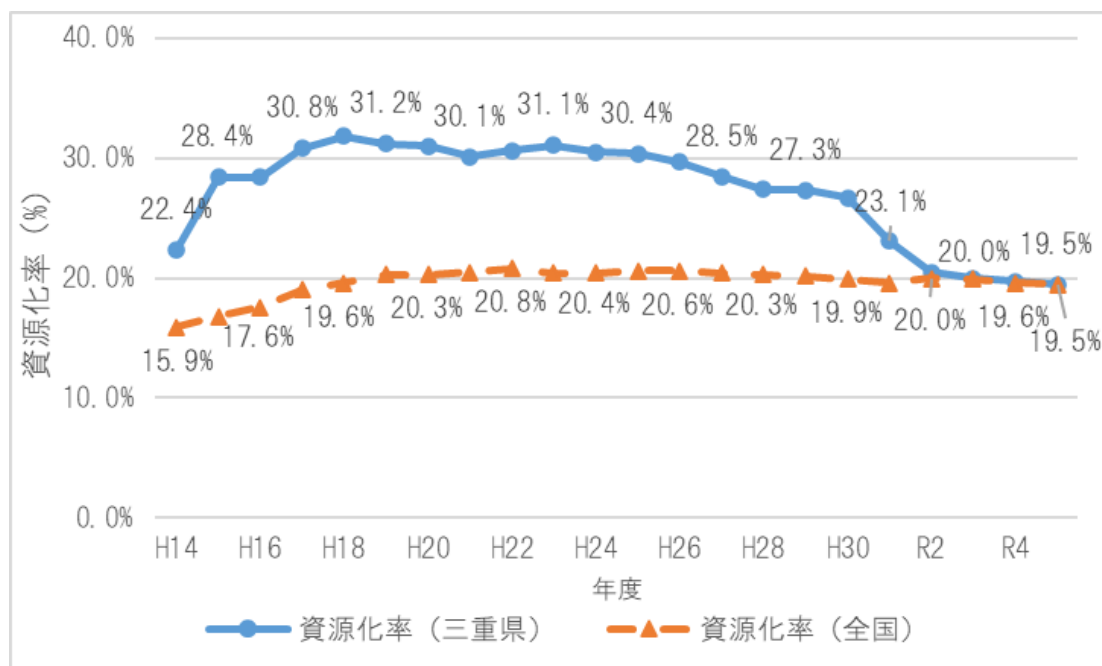


図9 資源化率の推移

資源化量は、平成 18 年度まで増加傾向を示していましたが、平成 19 年度以降は全体的に減少傾向にあり、令和 5 年度における資源化量は 112 千 t となっています。

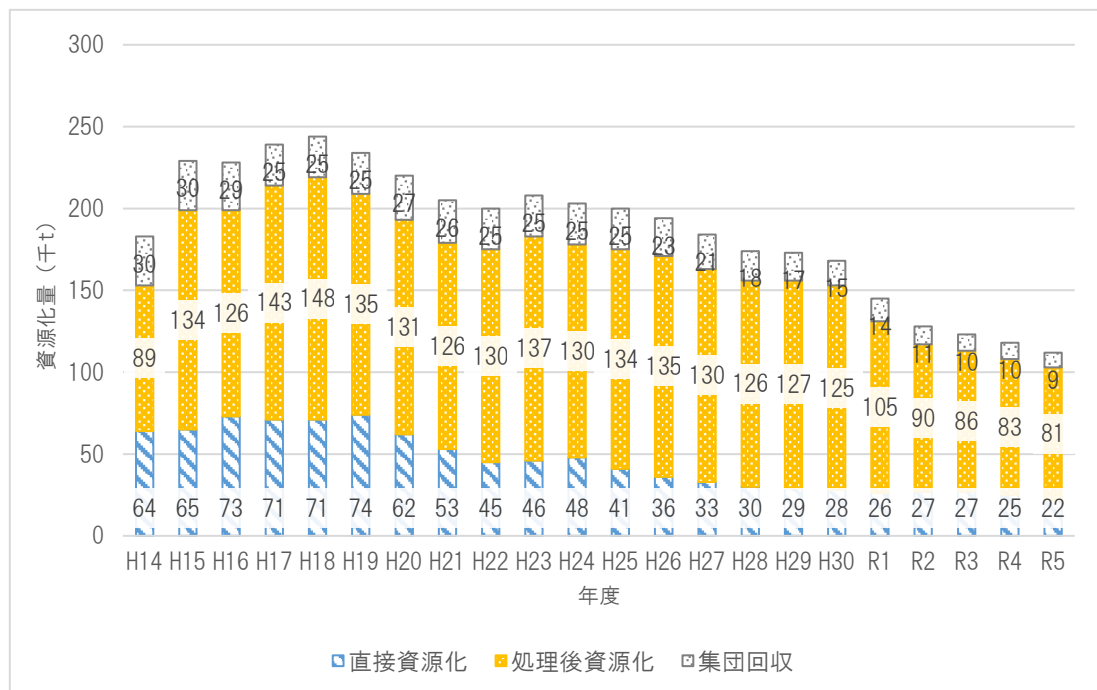


図 10 資源化量の推移

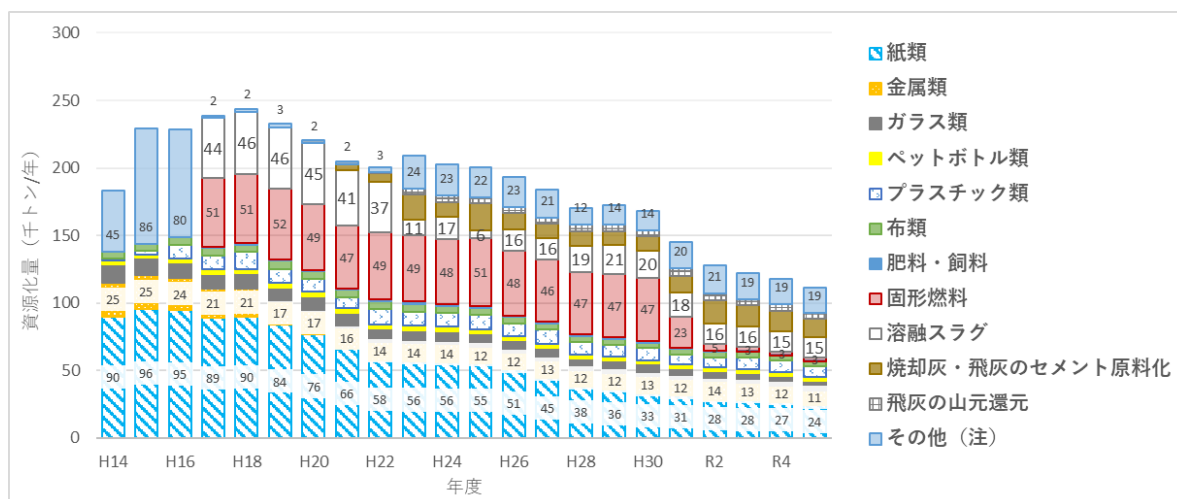


図 11 種類別資源化量の推移

（注）図 10 で示した資源化量の種類別の内訳です。

（注）平成 16 年度以前の「その他」には、「固形燃料」及び「溶融スラグ」が含まれています。

③最終処分状況

最終処分量は、平成14年度比10.7%となっており着実に減少しています。
また、その減少割合は全国と比べ大きくなっています。

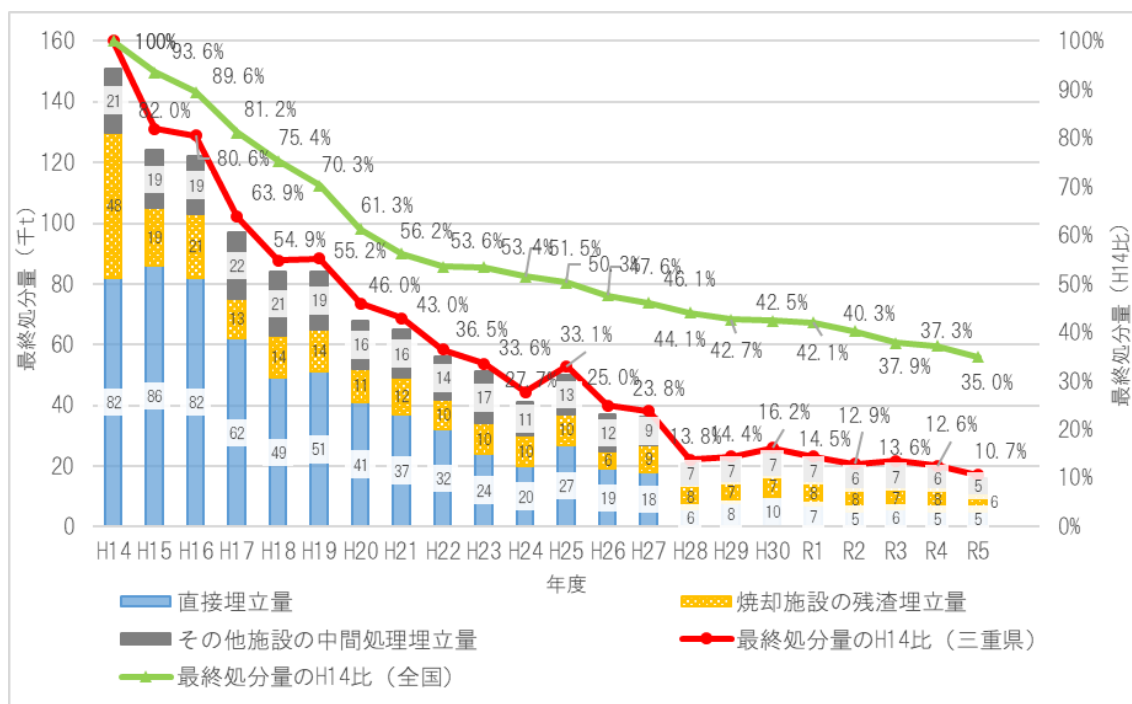


図12 最終処分量の推移

令和５年度の一般廃棄物（ごみ）の排出量及び処理状況は、次のとおりです。

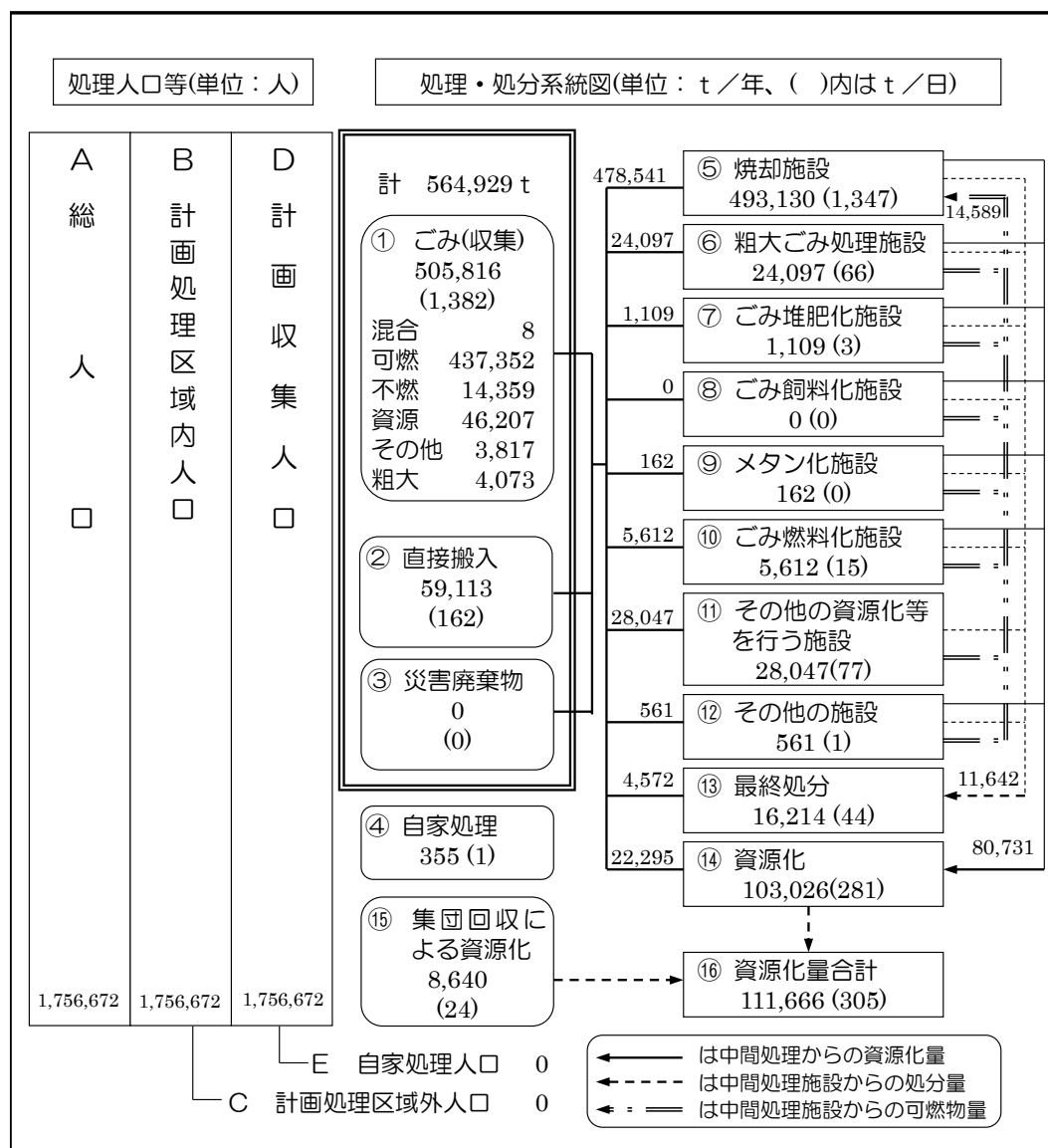


図 13 ごみ処理の状況（令和 5 年度）

(3) 処理施設の状況

市町及び一部事務組合等によるごみ処理施設の稼働状況は、令和5年度末現在で焼却施設17施設、RDF化施設2施設、粗大ごみ処理施設10施設、資源化施設17施設及び最終処分場25施設となっています。

また、施設の更新に伴い焼却炉に高効率発電設備を導入する市町等が増加しています。分別方法を見直し、これまで埋立処分していた廃プラスチック等を可燃ごみとして焼却することによりエネルギー回収を進める市町等があります。

最終処分場については、令和5年度末現在の残余容量は505,014m³です。

表4 処理施設の状況

(令和5年度末時点)

施設の種類	施設数	処理能力
焼却	17	2,127t/日
熱回収施設	11	495,598,698MJ、23,030kW
RDF化施設	2	41t/日
粗大ごみ処理施設	10	333t/日
資源化施設	17	639t/日
最終処分場	25	4,919,784m ³ (残余容量505,014m ³)

(注) 市町及び一部事務組合等の施設数であり、民間施設は除きます。

(注) 設置数は、複数の機能を持つ施設について、それぞれの項目で計上した延べ数。

ごみ排出量は着実に削減されてきているものの、費用は横ばい傾向にあるため、処理・維持管理経費は近年増加傾向にあります。

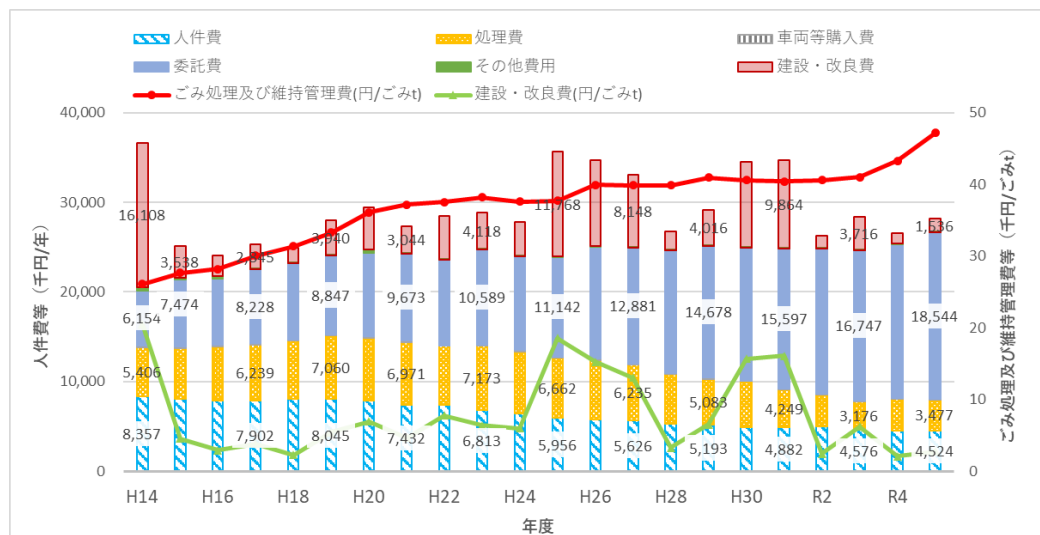


図14 ごみ処理経費の状況

(4) 災害廃棄物の処理

①災害廃棄物の発生状況

平成 23 年 9 月の台風第 12 号による紀伊半島大水害では、三重県南部を中心に長期間にわたって激しい雨がもたらされ、各地で浸水被害や土砂災害が発生しました。この災害により、熊野市、御浜町、紀宝町、大台町及び大紀町において、平成 23 年度から平成 24 年度にかけて 21 千 t の災害廃棄物が発生しました。

また、平成 29 年 10 月の台風第 21 号により浸水被害が発生し、伊勢市及び玉城町において、1,449 t の災害廃棄物が発生しましたが、平成 29 年度中に処理が完了しました。

令和元年 9 月の大雨により浸水被害が発生し、東員町において、91t の災害廃棄物が発生しましたが、令和 2 年 5 月に処理が完了しました。

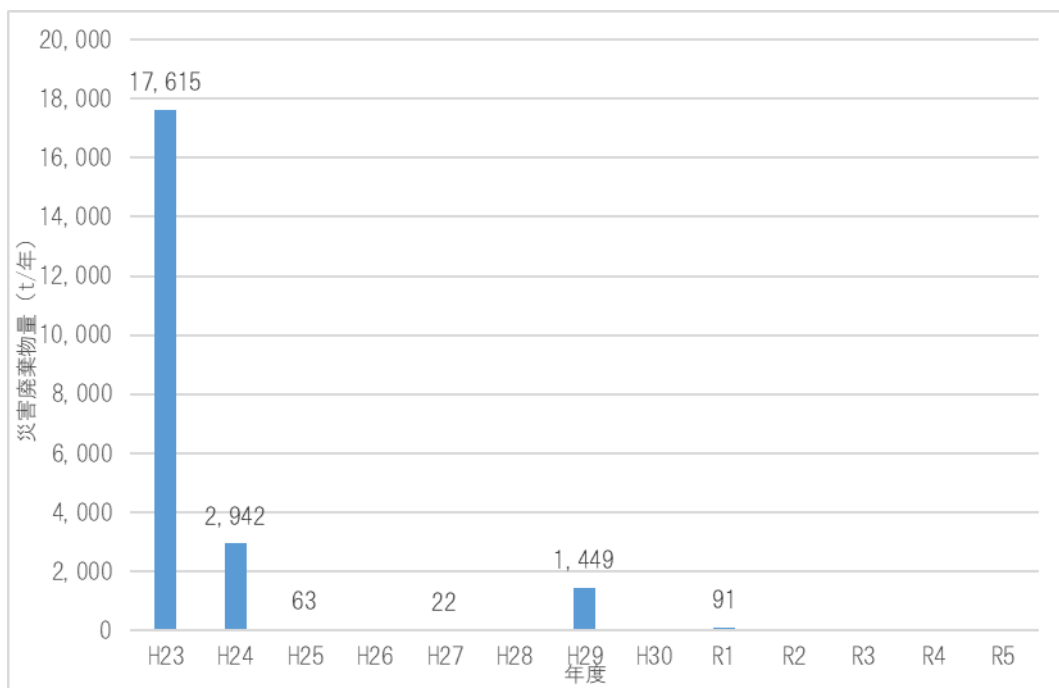


図 15 災害廃棄物の発生量の推移

②災害時の対応と体制整備の状況

平成 23 年 9 月の台風第 12 号による紀伊半島大水害では、被災市町で処理を行うことが困難となったため、県内で初めて、各市町や関係団体と締結する各種応援協定に基づき広域的な対応を行いました。

南海トラフ地震発生の緊迫性が高まっているなか、東日本大震災以上の地震や津波被害に備え、県においては、東日本大震災や紀伊半島大水害から得られた知見や国の災害廃棄物対策指針をふまえ、大規模災害時の廃棄物処理について、県の果たすべき役割と機能を取りまとめた「三重県災害廃棄物処理計画」を平成 27 年 3 月に策定しました。また、各市町に大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制の整備について働きかけた結果、平成 29 年度末で 29 市町全てが災害廃棄物処理計画を策定しました。さらに、近年発生した災害の対応事例や国の災害廃棄物対策指針の改定内容等をふまえ、令和 2 年 3 月に「三重県災害廃棄物処理計画」を改定しました。

○一般廃棄物（し尿）

（１）排出及び処理の状況

①排出及び処理の状況

公共下水道、浄化槽（農業集落排水施設及び漁業集落排水施設を含む）、コミュニティ・プラントの整備が進んできていることから、水洗化人口は年々増加してきており、平成 29 年に 1,728,767 人となりましたが、その後減少傾向となり、令和 5 年度は 1,680,212 人（公共下水道人口：993,298 人、コミュニティ・プラント人口：3,650 人、集落排水施設等人口：75,618 人、浄化槽人口：607,646 人）で、総人口の 95.6%となっています。また、非水洗化（し尿汲取等）人口は、令和 5 年度に 76,460 人となっており、総人口の 4.4%となっています。

浄化槽汚泥の排出量は、横ばい傾向ですが、し尿の排出量は、下水道の普及も相まって減少傾向にあります。

令和 5 年度に市町が処理したし尿等の量は 562,541kL となっています。

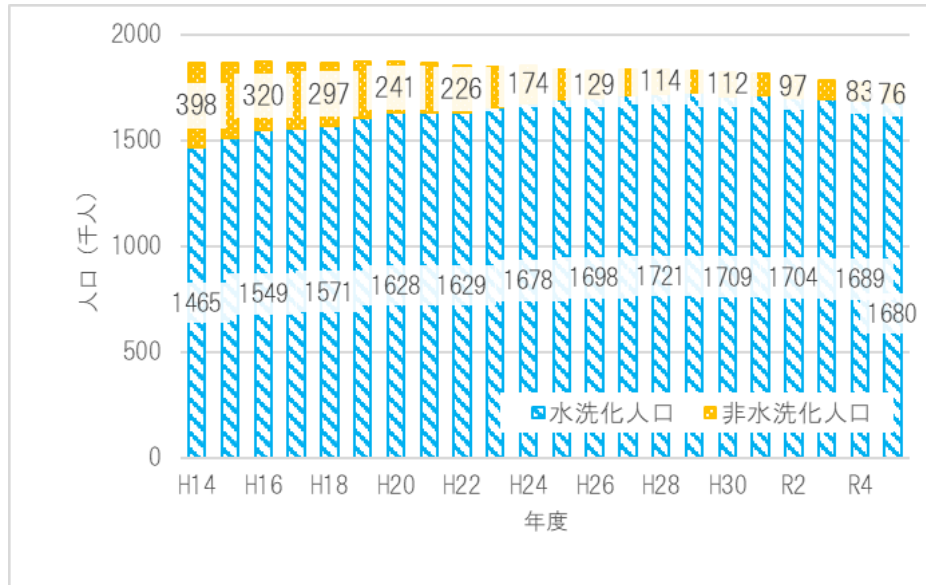


図 16 水洗化人口等の推移

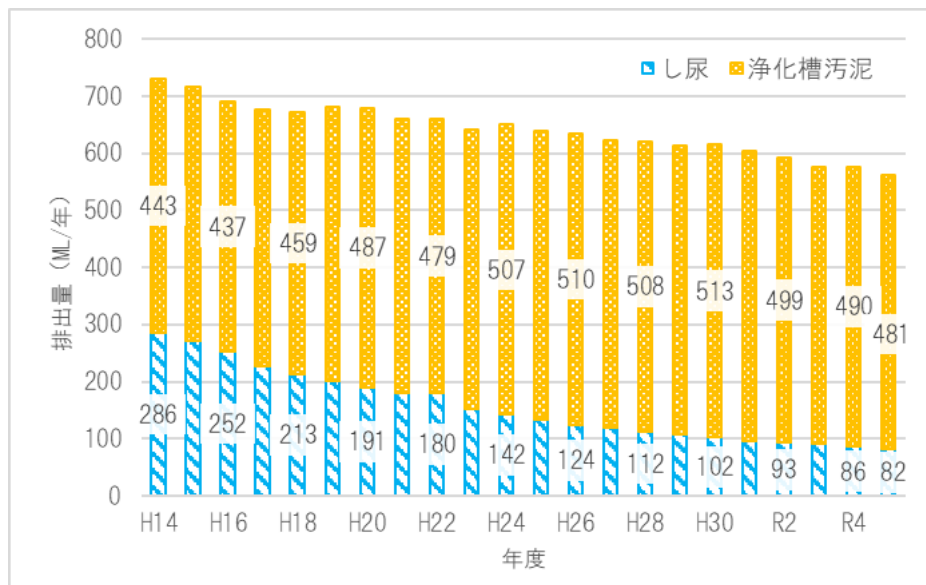


図 17 し尿等の排出量の推移

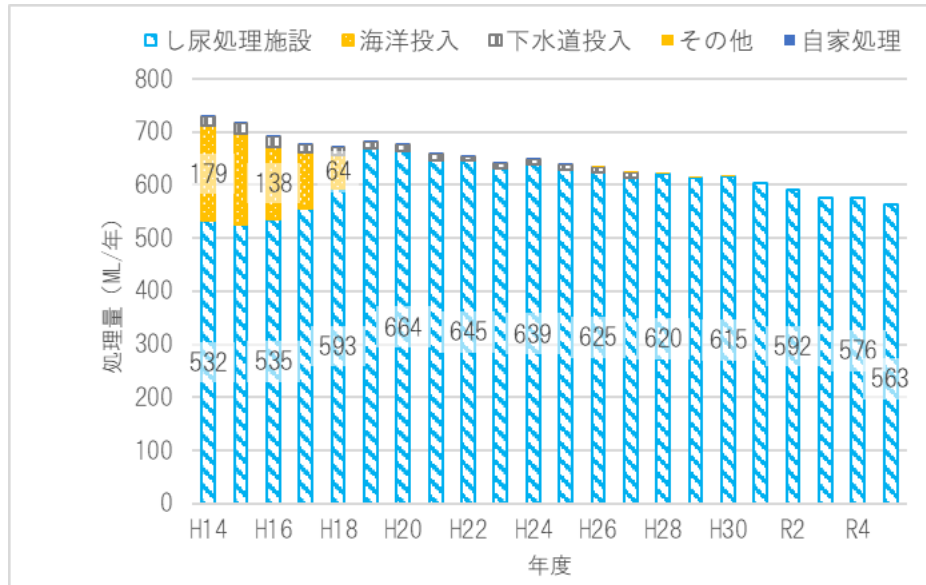


図 18 し尿等処理量の推移

(注) し尿処理施設、海洋投入、下水道投入の数値を示しています。

②令和5年度の処理の概要

令和5年度の一般廃棄物（し尿等）の排出及び処理状況は、次のとおりです。

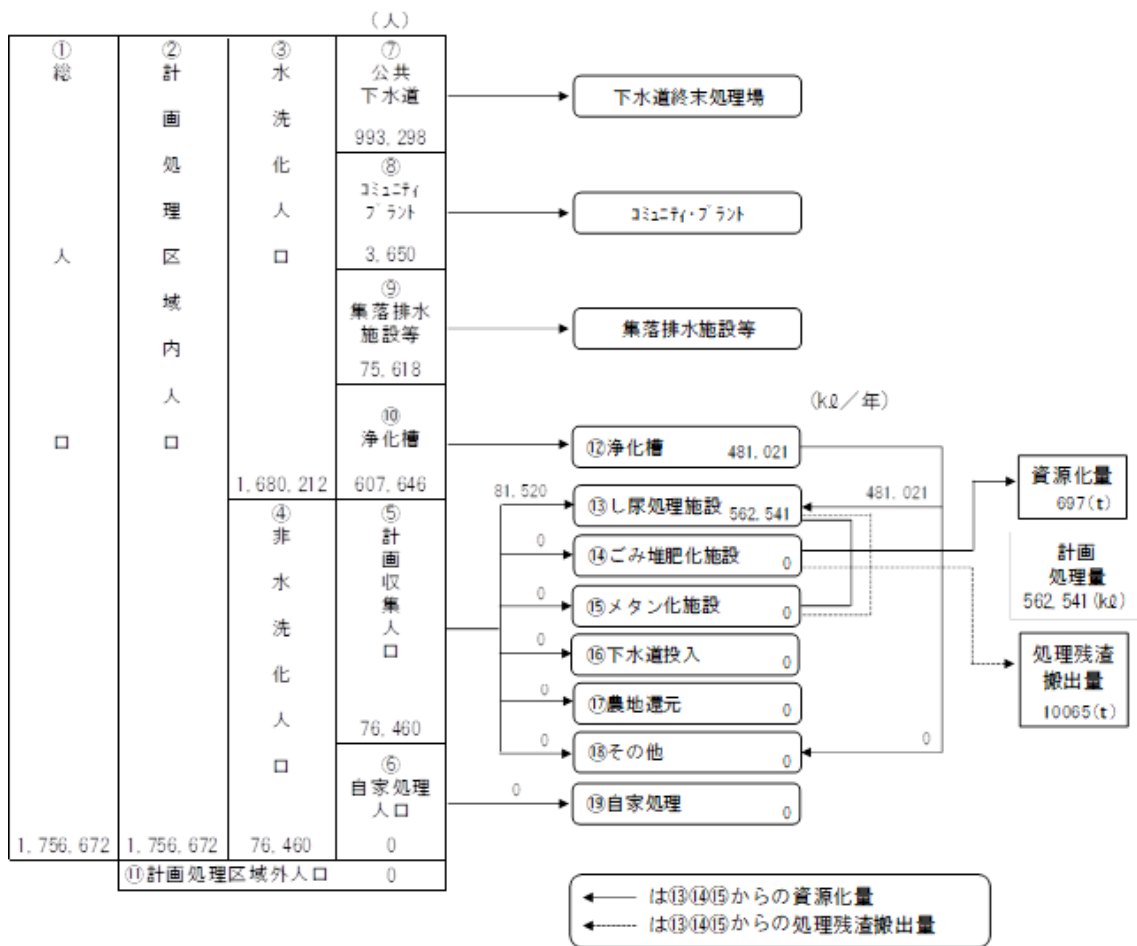


図 19 し尿等処理の状況（令和5年度）

（2）処理施設の状況

市町及び一部事務組合等によるし尿処理施設の整備状況は、令和5年度末時点で15施設となっています。し尿処理施設の総処理能力は2,205kL/日となっています。

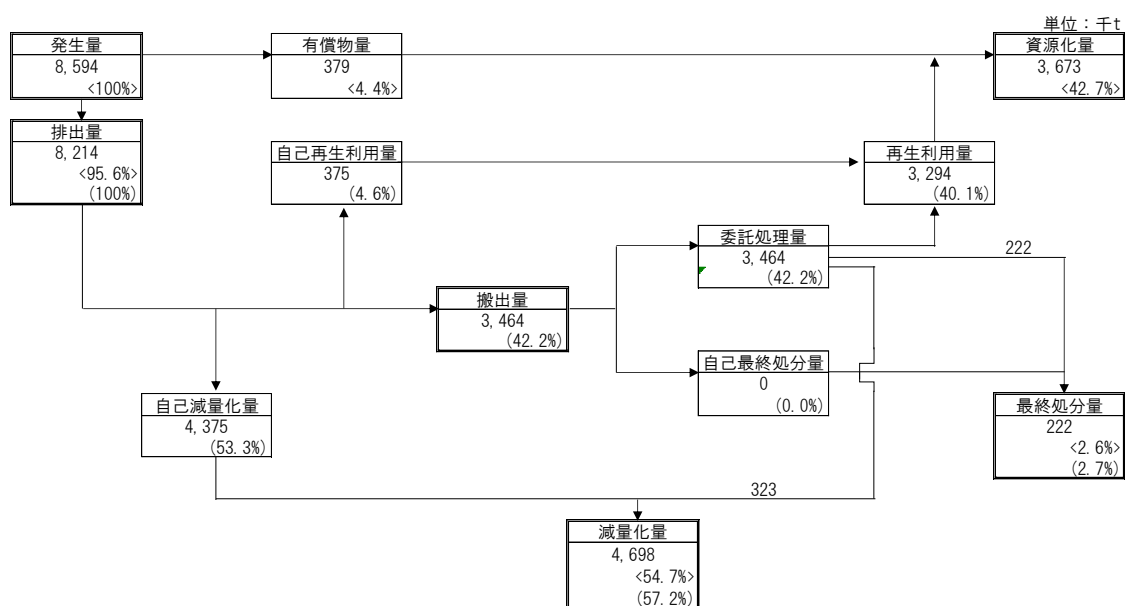
本県における廃棄物処理の状況：産業廃棄物

(1) 令和5年度の処理の概要

令和5年度の産業廃棄物の発生量は、8,594千tで、有償物量379千tを除いた排出量は、8,214千tとなっています。

排出された産業廃棄物は、中間処理を経て再生利用されるほか、直接或いは中間処理後に最終処分されます。

排出量8,214千tのうち、減量化量は4,698千t(57.2%)、再生利用量は3,294千t(40.1%)、最終処分量は222千t(2.7%)となっています。



(注) < >内は発生量に対する割合。()内は排出量に対する割合。

(注) 上図の数値は端数処理の関係上、総数と個々の合計は一致しない場合がある。

単位：千t

図20 産業廃棄物の排出及び処理状況の概要（令和5年度）

①排出量

令和5年度の産業廃棄物の排出量は8,214千tで、種類別では汚泥が4,995千t(60.8%)と最も多く、次いでがれき類が1,281千t(15.6%)、家畜糞尿が737千t(9.0%)となっています。

業種別では、製造業からの排出量が3,600千t(43.8%)と最も多く、次いで建設業が1,561千t(19.0%)、電気・水道業が1,055千t(12.8%)となっており、これら3業種で全体の75.6%を占めています。

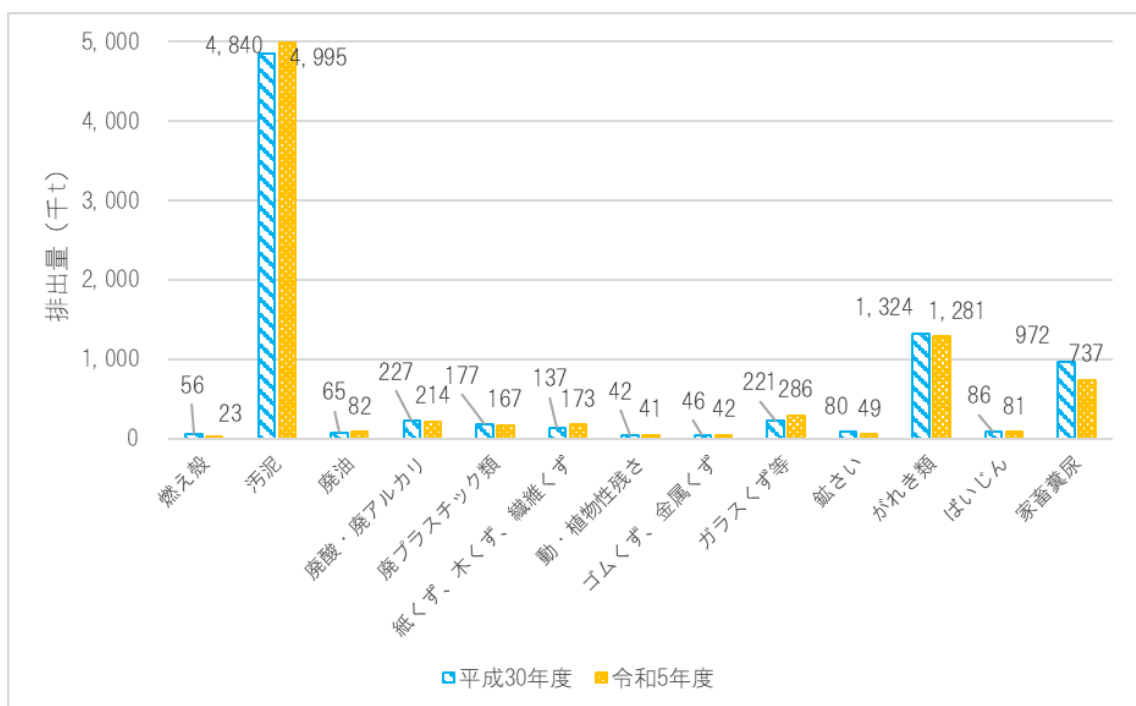


図 21 産業廃棄物の種類別の排出量

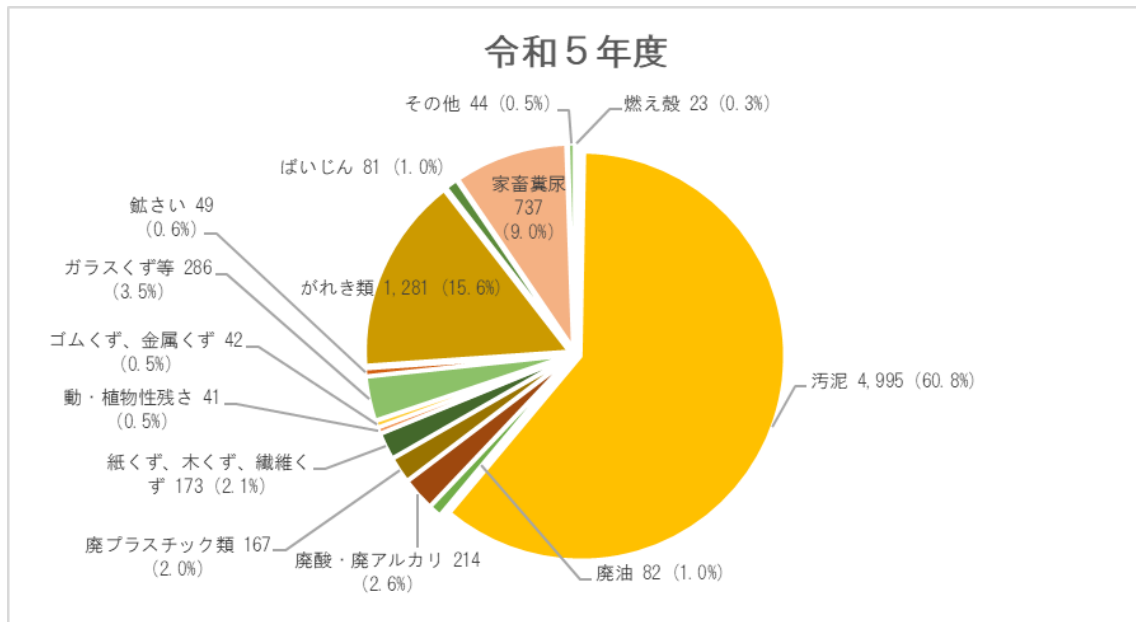


図 22 産業廃棄物の種類別の排出量

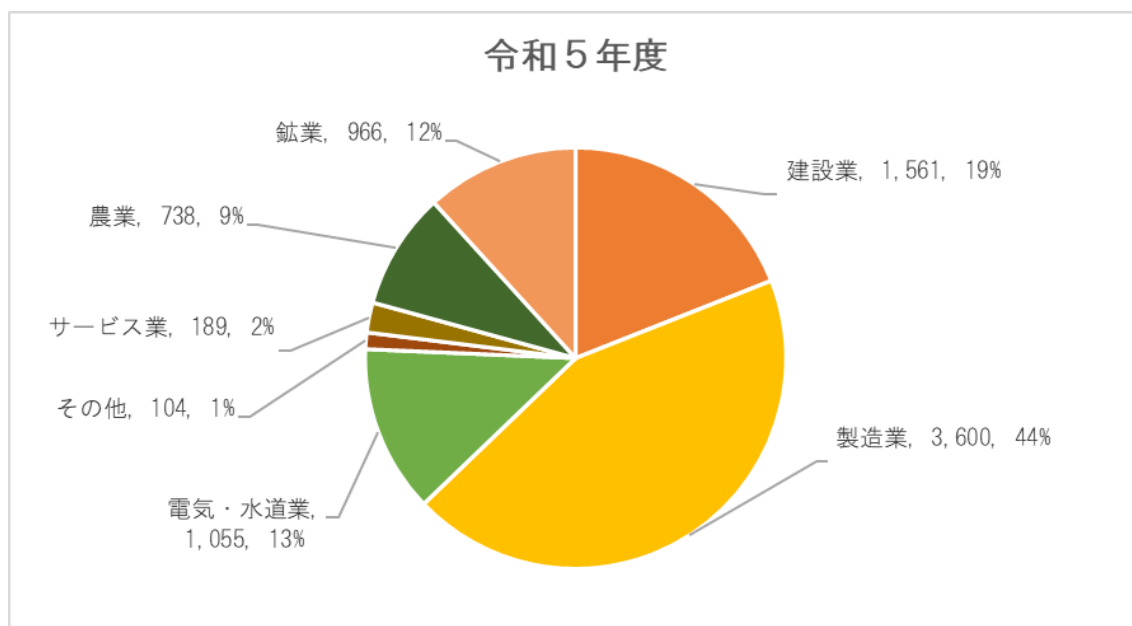


図 23 産業廃棄物の業種別の排出量

②再生利用量

令和5年度の産業廃棄物の再生利用量は 3,294 千 t で、種類別では、がれき類が 1,220 千 t (37.0%) と最も多く、次いで家畜糞尿が 708 千 t (21.5%)、汚泥が 509 千 t (15.4%) となっています。なお、令和5年度の産業廃棄物の再生利用率（排出量に対する再生利用量の割合）は 40.1%となっています。

業種別の再生利用量は、建設業が 1,454 千 t (44.1%) と最も多く、次いで製造業 751 千 t (22.8%)、農業 708 千 t (21.5%) となっています。

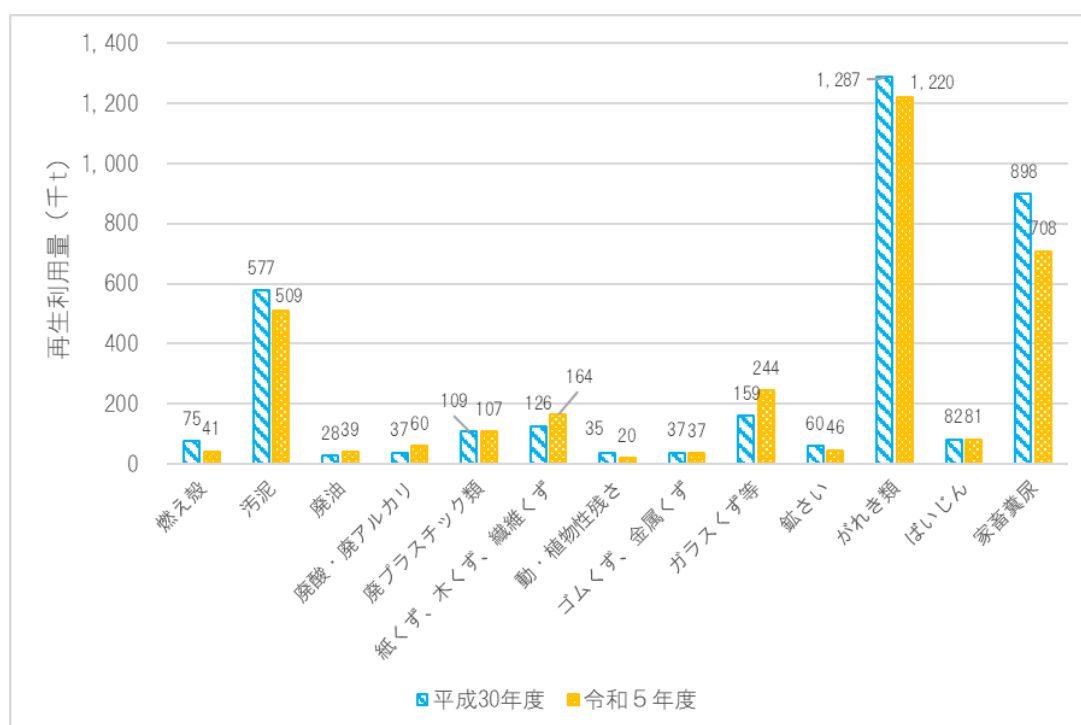


図 24 産業廃棄物の種類別の再生利用量

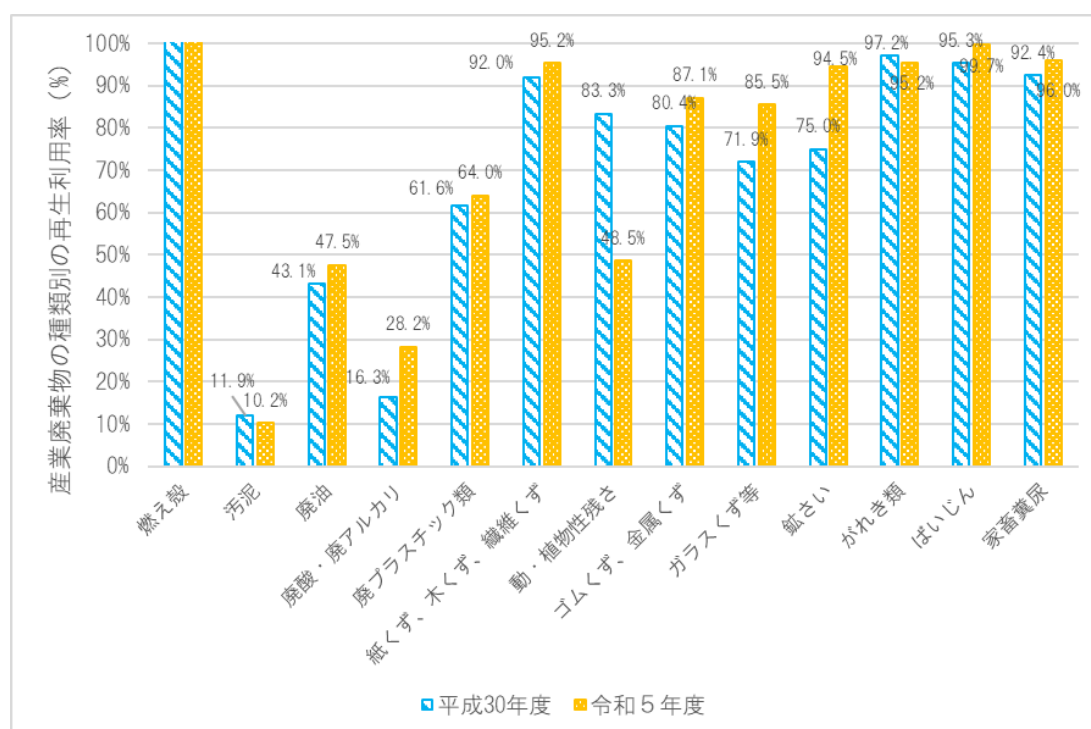


図 25 産業廃棄物の種類別の再生利用率

(注) 燃え殻の再生利用率について、汚泥等の焼却に伴い発生する燃え殻を含むため、再生利用量が排出量を上回ることから、100%以上になることがあります。

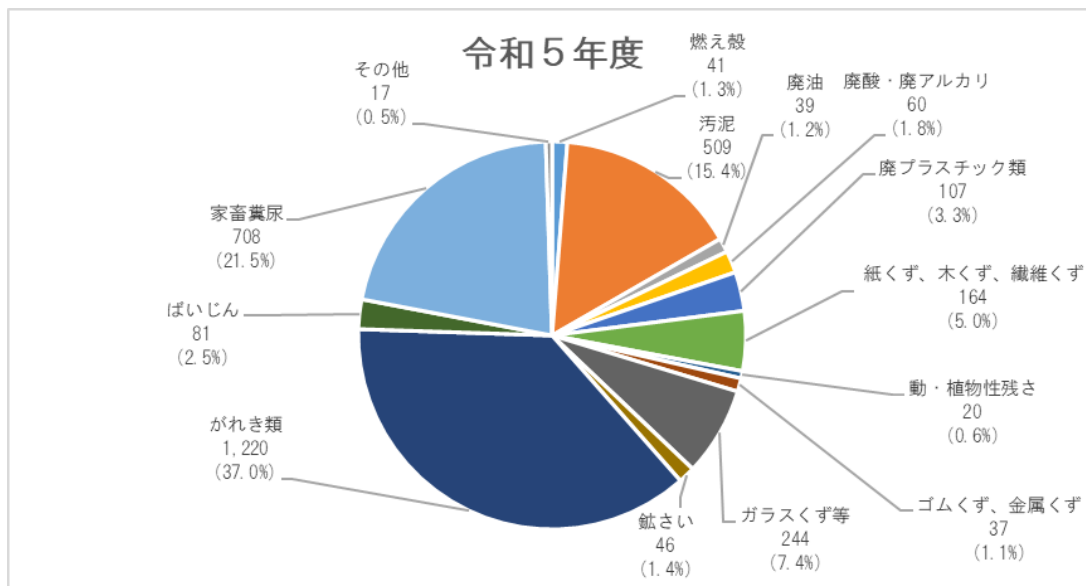


図 26 産業廃棄物の種類別の再生利用量

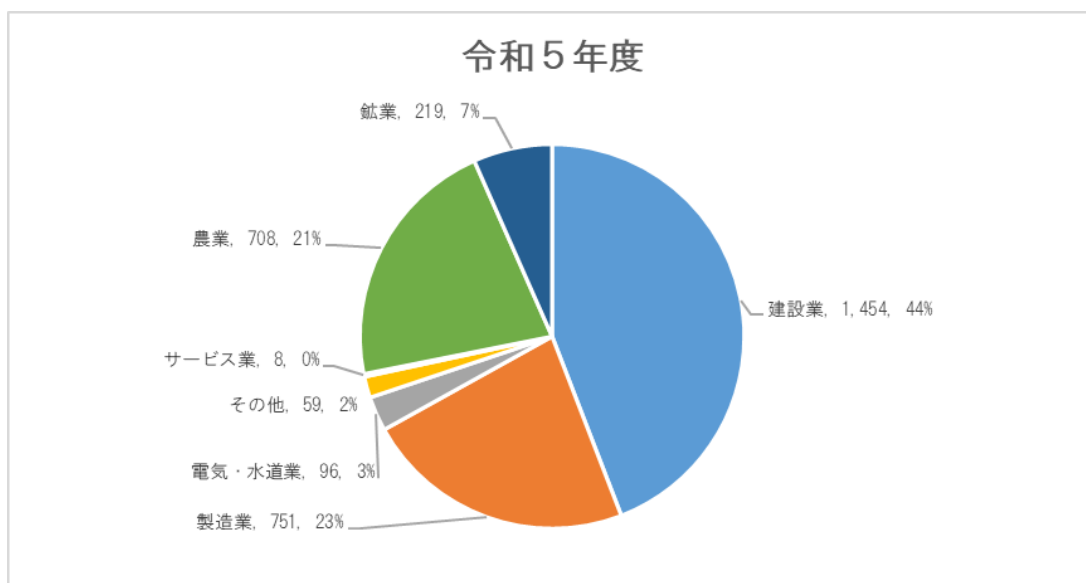


図 27 産業廃棄物の業種別の再生利用量

③最終処分量

令和5年度の産業廃棄物の最終処分量は222千tで、種類別では、汚泥が113千t（50.7%）と最も多く、次いでがれき類が52千t（23.3%）、廃プラスチック類が21千t（9.3%）となっています。

また、業種別では、製造業が128千t（57.4%）と最も多く、次いで建設業が72千t（32.4%）となっています。

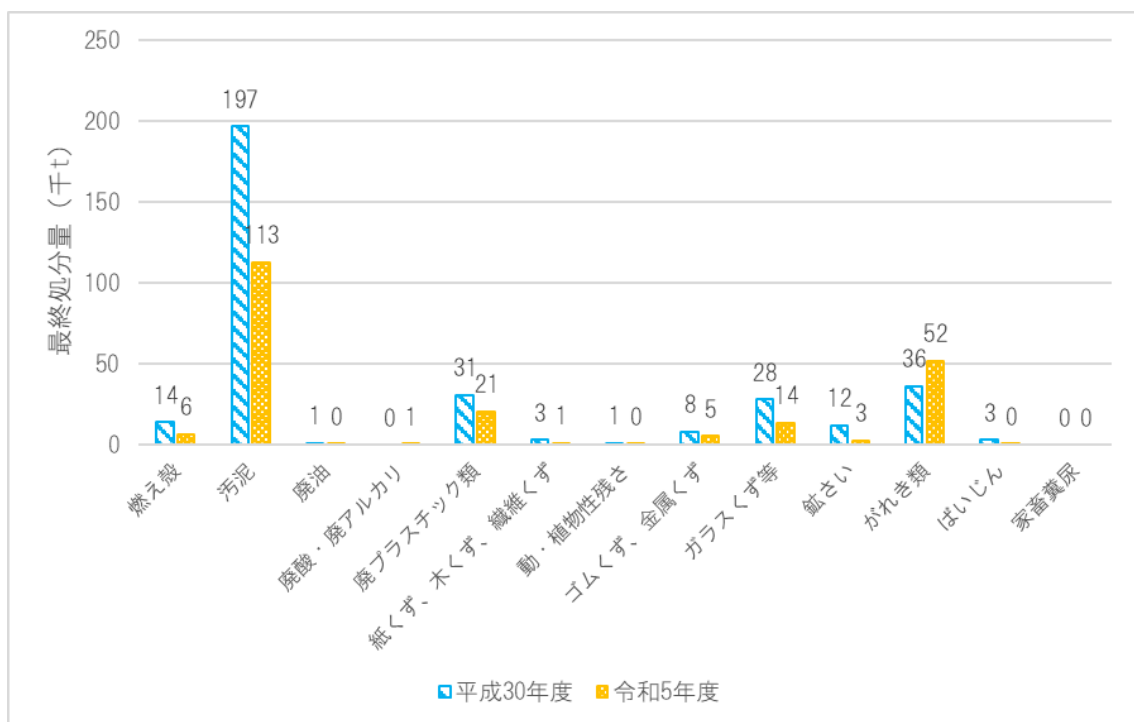


図 28 産業廃棄物の種類別の最終処分量

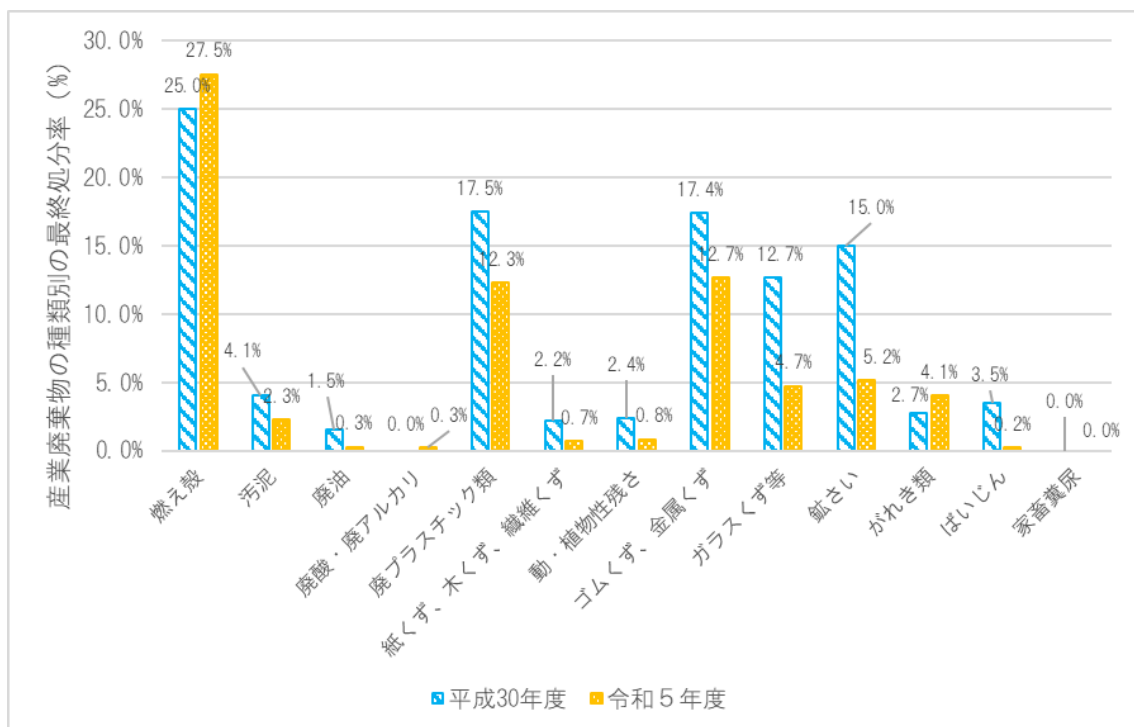


図 29 産業廃棄物の種類別の最終処分率

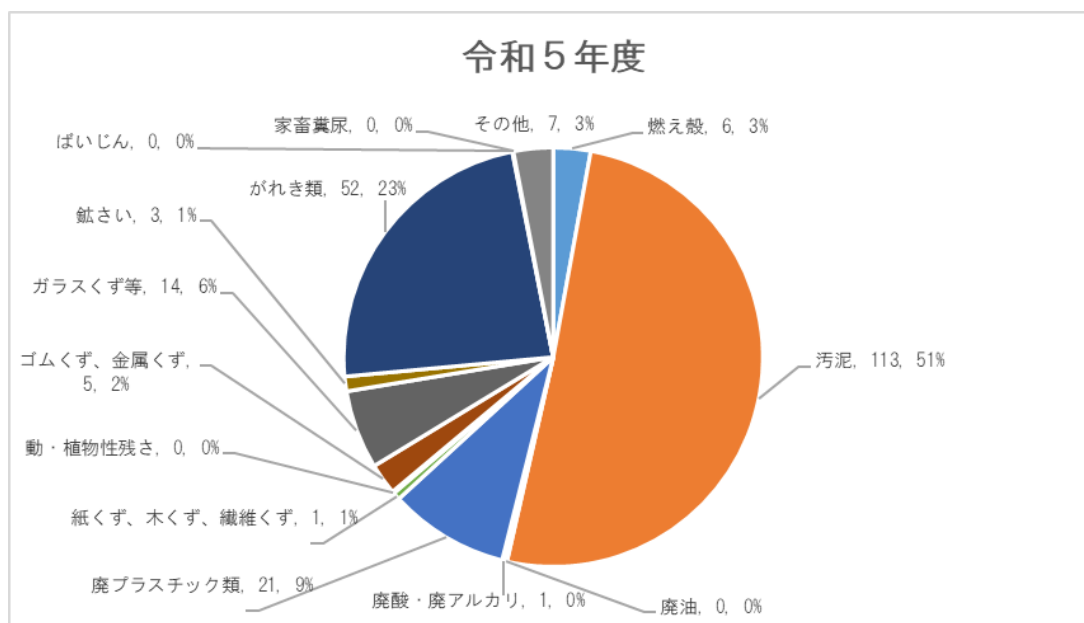


図 30 産業廃棄物の種類別の最終処分量

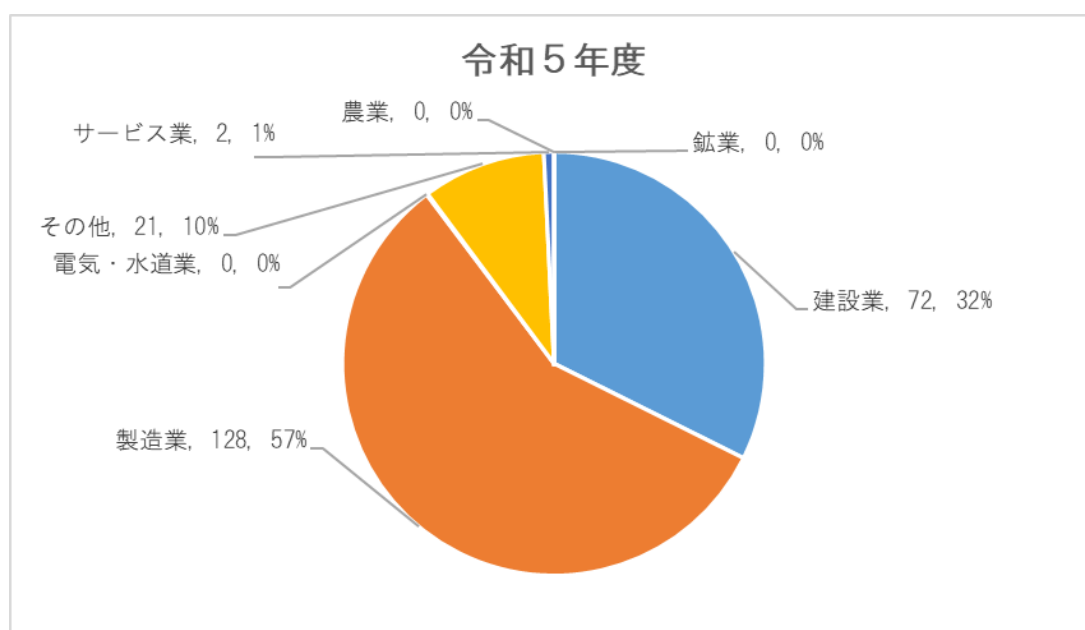


図 31 産業廃棄物の業種別の最終処分量

(2) 産業廃棄物の広域移動状況

令和5年度に、県内から県外へ搬出し処理された産業廃棄物量は671千t、県外から県内に搬入し処理された産業廃棄物は1,413千tとなっており、県内への搬入が超過している状況です。

表 5 産業廃棄物の広域移動量（令和 5 年度）

	中部地方									近畿地方						他地方	合計
	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県			
三重県へ搬入	1	4	23	4	8	92	71	694	125	69	128	70	44	15		65	1413
三重県から搬出	5	1	4	0	1	38	16	306	120	5	50	14	49	9		53	671

（３）産業廃棄物処理施設の設置状況

令和 5 年度末時点で、産業廃棄物の中間処理施設は 514 施設あり、種類別では、木くず・がれき類の破碎施設が 220 施設、汚泥の脱水施設が 129 施設となっています。

令和 5 年度末時点で、最終処分場は安定型最終処分場 14 施設、管理型最終処分場 14 施設の合計 28 施設が設置されています。残余容量は 705.2 万 m³（安定型：21.5 万 m³、管理型：683.7 万 m³）となっています。

表 6 種類別設置状況

（令和 5 年度末時点）

施設	種類	設置数	能力
中間処理施設	汚泥の脱水施設	129	17,399 m ³ /日
	汚泥の乾燥施設	15	2,583 m ³ /日
	廃油の油水分離施設	5	3,660 m ³ /日
	廃酸・廃アルカリの中和施設	1	174 m ³ /日
	破碎	廃プラスチック類の破碎施設	81 7,876 t /日
		木くず・がれき類の破碎施設	220 81,883 t /日
		小計	301 89,759 t /日
	アスベスト等溶融施設	1	4.75 t /日
	P C B 廃棄物の分解施設	1	47.6 m ³ /日
	焼却	汚泥の焼却施設	15 2,148 m ³ /日
		廃油の焼却施設	15 691 m ³ /日
		廃プラスチック類の焼却施設	13 696 t /日
		P C B 廃棄物の焼却施設	1 4.75 t /日
		その他産廃の焼却施設	17 3,291 t /日
		小計	61 —
	計	514	—
最終処分場	安定型最終処分場	14	残余容量：214,878 m ³
			（埋立容量: 2,890,659m ³ ）
	管理型最終処分場	14	残余容量：6,837,357 m ³
			（埋立容量:21,413,773m ³ ）
	計	28	残余容量7,052,235 m ³
			（埋立容量:24,304,432m ³ ）

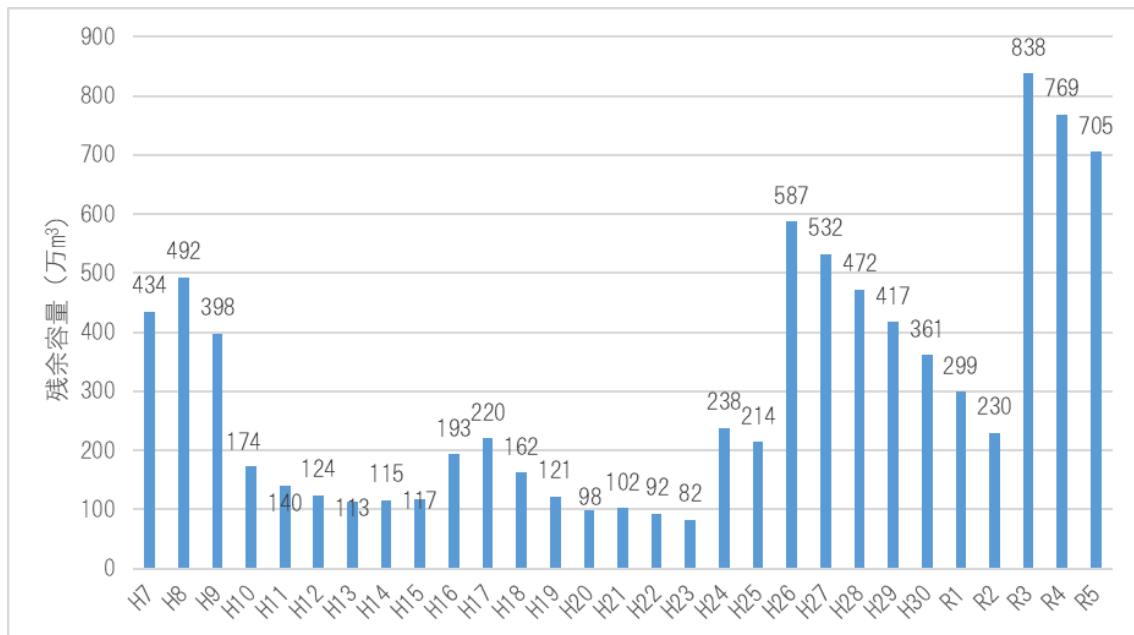


図 32 最終処分場の残余容量の推移

(4) 産業廃棄物の監視・指導状況

令和 6 年度における産業廃棄物に係る監視・指導件数は 3,004 件で、これらに係る行政指導件数が 1,150 件、文書発出件数が 76 件、廃棄物処理法に基づく行政処分である事業停止命令が 5 件、業許可取消が 1 件でした。

表 7 監視・指導状況の推移

(単位：件)

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
延べ監視・指導件数		3,780	3,668	3,298	3,369	3,004
行政処分・行政指導	指導件数	2,239	1,988	1,582	1,550	1,150
	文書発出件数	273	175	144	157	76
	改善命令	0	2	0	2	0
	措置命令	0	0	0	0	0
	事業停止命令	17	13	9	6	5
	業許可取消	4	2	6	7	1
	施設使用停止命令	4	1	0	0	0
	施設許可取消	0	0	2	1	0
告発		0	1	0	0	0

(注) 上記件数には、欠格要件（他自治体による取消等）の許可取消は含まれていません。

表 8 新たに確認された不法投棄事案の推移

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
確認事案数	40 (792)	34 (988)	53 (509)	40 (676)	35 (79)
うち建設系廃棄物 等	28 (780)	24 (971)	34 (339)	19 (420)	27 (73)
未撤去数（年度末）	12 (83)	16 (482)	24 (304)	28 (522)	23 (49)

（注）数量 t については、令和 6 年度末時点で把握できたもののみ集計しています。

（注）未撤去数（年度末）については、令和 6 年度末時点の状況を示しています。

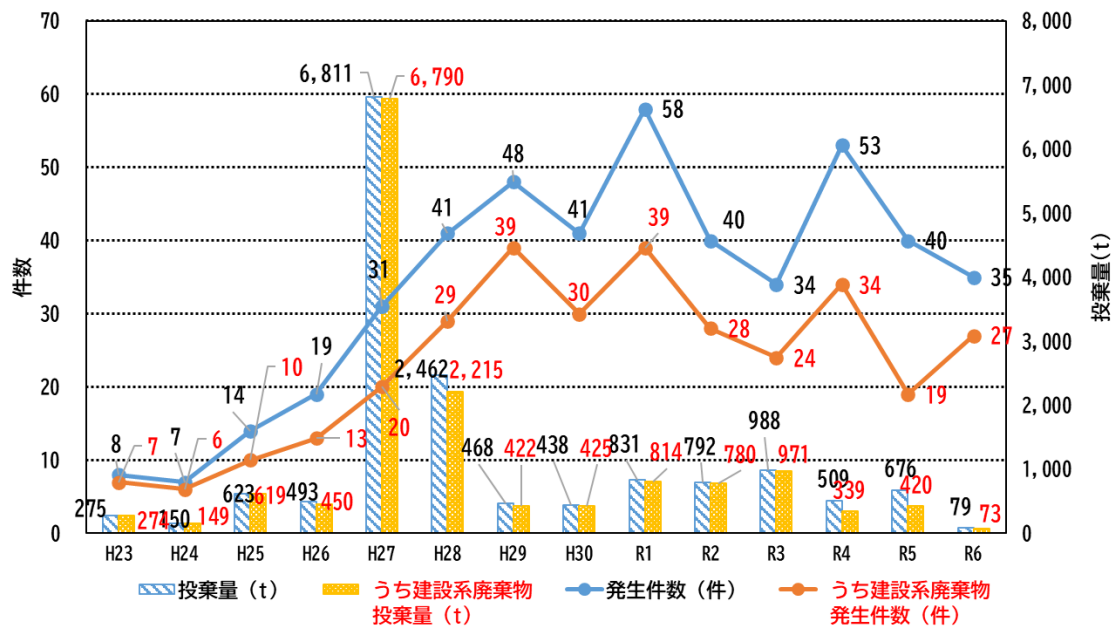


図 33 不法投棄事案の推移

食品ロスの状況

○全国の食品ロスの状況

(1) 食品ロス量の推移と目標

食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針では、家庭系食品ロスと事業系食品ロスともに 2000 年度比で 2030 年度までに食品ロス量を半減させる目標としていましたが、事業系は 2030 年度目標を 8 年前倒しで達成したため、新たに、家庭系食品ロスは 50%減を早期達成、事業系食品ロスは 60%減とする目標を設定しています。

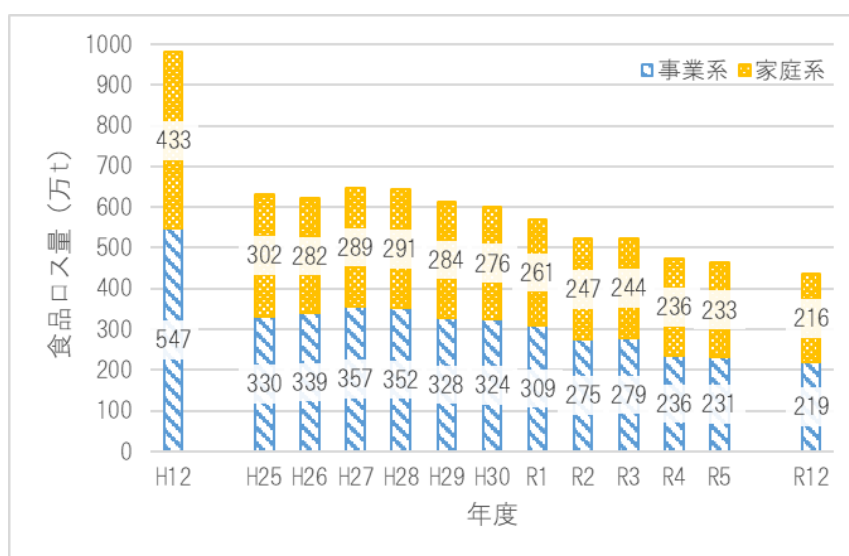


図 34 全国の食品ロス量の推移と目標

(2) 食品ロスの発生要因の内訳

事業系食品ロス及び家庭系食品ロスの内訳は、次のとおりです（農林水産省・環境省「令和5年度推計」）。

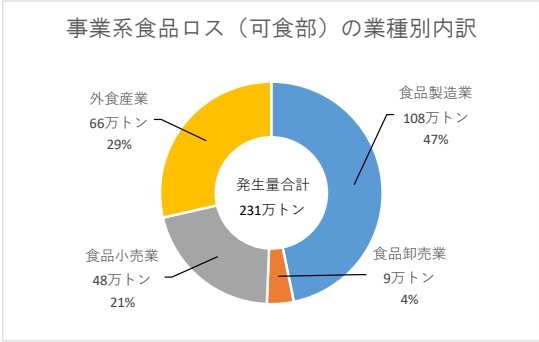


図 35 事業系食品ロス（可食部）の業種別内訳

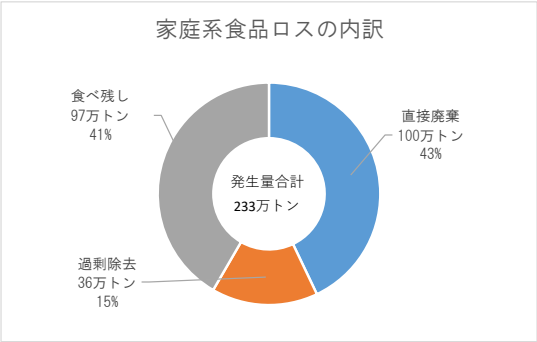


図 36 家庭系食品ロスの内訳

○本県における食品ロスの状況

(1) 家庭系食品ロス

家庭系食品ロスの実態を把握するため、家庭系ごみの組成調査を実施し、食品ロス量等の推計を行いました。

表 9 家庭系食品ロス量等の推移（三重県全体、令和5年度実績）

三重県家庭系食品ロス発生量（令和5年度実績）の推計
（令和5年度の家庭系可燃ごみ収集量（実績値）及び人口に基づく）

地域区分	年間の家庭系 可燃ごみ 収集量 (t)	人口 (人)	1人1日当たりの可 燃ごみ 排出量 (g)	家庭系可燃ごみに 占める食品 廃棄物の割合 (%)	食品廃棄物に 占める 食品ロスの割合 (%)	食品ロス発生量	
						年間 (t)	1人1日当たり (g)
	(a) *4	(p) *4	(A)	(b) *5	(c) *5	(Bt = a×b/100×c/100)	(Bs = Bt × 10 ⁶ /p/365)
北勢地域*1	140,291	836,478	459.5	24.6	34.9	12,057	39.5
中勢地域*2	120,388	635,019	519.4	28.1	33.5	11,361	49.0
南勢・東紀州地域*3	59,569	285,175	572.3	19.6	37.9	4,429	42.5
三重県全体	320,248	1,756,672	499.5	—	—	27,847	43.4

*1 北勢地域（桑名市・四日市市・いなべ市・鈴鹿市・亀山市・木曽岬町・東員町・菰野町・朝日町・川越町）

*2 中勢地域（津市・松阪市・名張市・伊賀市・多気町・明和町・大台町）

*3 南勢・東紀州地域（伊勢市・鳥羽市・志摩市・尾鷲市・熊野市・玉城町・度会町・大紀町・南伊勢町・紀北町・御浜町・紀宝町）

*4 「一般廃棄物処理事業のまとめ 令和5年度」⁹⁾に基づく

*5 本調査データに基づく。北勢地域には「鈴鹿市」、中勢地域には「津市」、南勢・東紀州地域には「伊勢市」の調査データ（割合）を代表値として適用した。

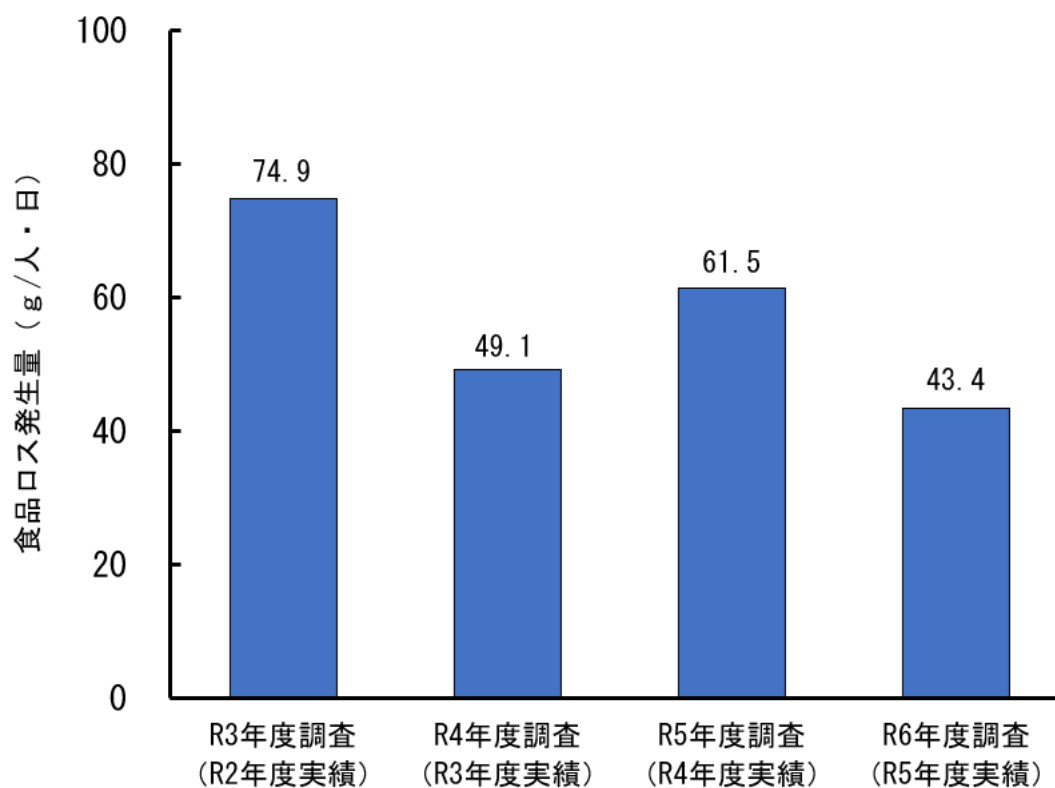


図 37 1人1日当たり食品ロス発生量の推移

(2) 事業系食品ロス

事業系食品ロスの実態を把握するため、県内の食品製造業、食品卸売業、食品小売業及び外食産業を対象に事業系食品ロス等について実態調査を実施し、推計を行いました。

表 10 事業系食品ロス量等の推計（三重県全体、令和5年度実績）

	食品廃棄物量				食品廃棄物量 に占める食品 ロス量の割合
			食品ロス量		
	千t	%	千t	%	
食品製造業	212	83	24	62	11
食品卸売業	7	3	1	3	15
食品小売業	24	9	6	16	26
外食産業	12	5	7	19	60
合計	255		39		15

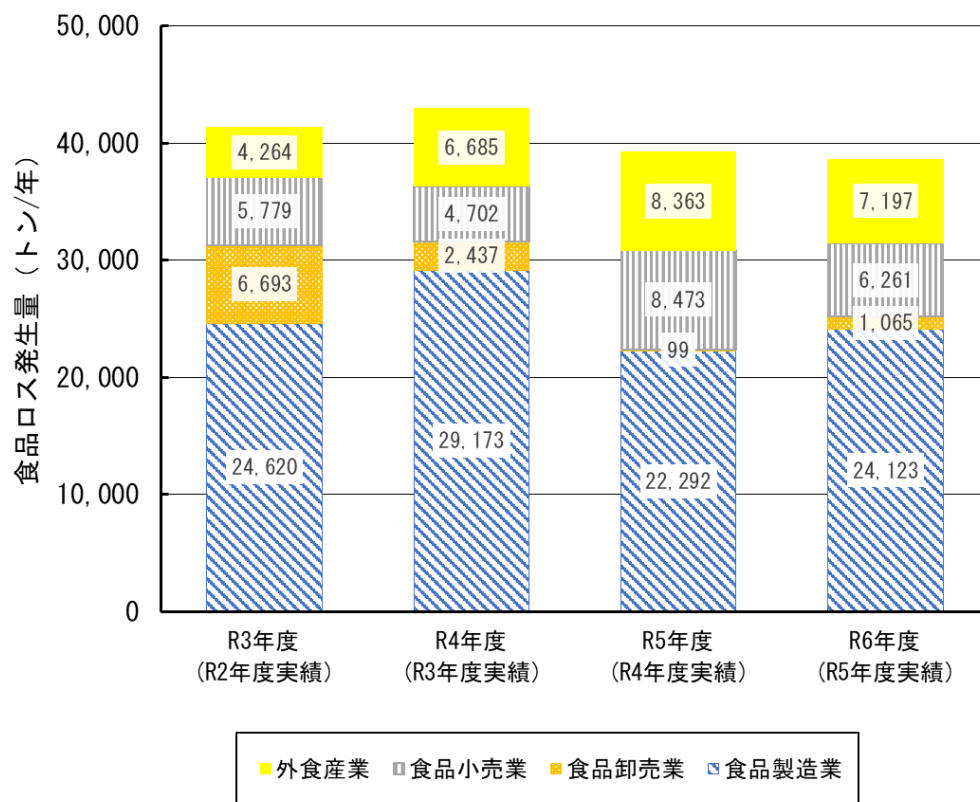


図 38 三重県の食品ロス発生量の推移

取組方向1 パートナースhipで取り組む「3R+R」

取組の方向性



循環型社会の構築に向けた課題を解決するため、廃棄物に関わるあらゆる主体（県民、事業者、行政、関係団体等）が、法令に定められた義務だけでなく、社会的に期待される役割等を果たすことが求められており、それぞれの特性や資源を最大限に生かすべく取組を推進することで、効率的、効果的に「3R+R」の促進や廃棄物の適正処理につなげていく必要があります。また、各主体が自らの役割に沿って取組を進めるなかで、外部から先進的なノウハウや技術を取り入れるとともに、他の主体と廃棄物問題に関する新しい視点や考え方を共有することが重要となってきました。

このため、様々な主体と課題を共有し、自発的な参画を得ながら連携・協創するパートナーシップの取組を積極的に進めていきます。とりわけ、県民や事業者等の排出者としての意識や行動を変えていくための啓発や情報発信の取組において効果的であると考えられます。

事業者等とのパートナーシップによる取組の推進においては、更なる廃棄物の「3R+R」の推進に向けて、ライフサイクル全体で資源循環の徹底を図るため、事業者とのパートナーシップにより資源のスマートな利用など自主的な取組を促進することが重要です。また、廃棄物処理業者は、社会を支える重要なインフラであることから、規制の対象としてだけでなく、循環型社会の構築に向けたパートナーとして位置づけ、業界団体等と協力して自主的な取組を促進します。さらに、県民に廃棄物の「3R+R」を分かりやすく伝えることが重要であることから、国や市町、関係団体等と協力して多様な手段による啓発活動を実施します。

市町との連携の推進においては、一般廃棄物の統括的な処理責任を有する市町は重要なパートナーであり、市町の取組を通して、或いは市町と連携しながら、より効率的、効果的にごみの減量に向けた啓発等を行い県民の環境意識の向上を図ります。また、市町とともにプラスチックごみ対策や食品ロス対策などの社会的課題に取り組むとともに、市町における廃棄物処理事業のICT化支援や人口減少社会を踏まえた新たなごみ処理体制の構築に向けた検討や調整などを行い、国の動向も注視しつつ、更なる一般廃棄物の発生・排出抑制や再資源化などを推進していきます。

■施策１－１ 事業者等とのパートナーシップによる取組の推進

目標項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度 (目標値)
「資源のスマートな利用」を宣言した事業所数（令和２年度からの累計）	１，００１ 件	１，２６２ 件	１，２９６ 件	１，３２７ 件	１，５００ 件

現計画での取組成果

- ・事業者に対しては、資源確保から製品の生産、流通、販売、廃棄等に至るライフサイクルの各段階で、環境負荷の低減を図りつつ、資源循環を推進する「資源のスマートな利用」を推進するため、「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」（令和２年１０月開始）により、事業者による自主的な取組を促進しています。優良な取組に選定した事業者に感謝の意を示すため感謝状を贈呈しています。
- ・産業廃棄物を年間１,０００＋以上排出する多量排出事業者に対し、事業者自らが排出状況について把握し、次年度以降のさらなる発生抑制、リサイクル及び適正処理につながるよう、個別支援・助言を行っています。

今後の課題

- ・「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」の普及を図るとともに、事業者による優良な取組の情報発信を積極的に行い、取組を一層促進する必要があります。
- ・産業廃棄物処理計画書の作成を通じて、多量排出事業者によるさらなる取組を促進する必要があります。

■施策１－２ 市町との連携の推進

目標項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度 (目標値)
市町と連携し、ICTを活用し情報発信した件数 (累計)	１３件	５９件	１２６件	３１８件	４００件

現計画での取組成果

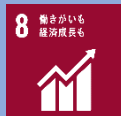
- ・県民の皆さんや事業者の「３Ｒ＋Ｒ」に関する意識を高め、行動につなげてもらうため、一般廃棄物については、市町等と連携し、市町が導入したごみ分別アプリやＳＮＳを活用するなど、さまざまな機会をとらえて資源循環に関する普及啓発を実施しており、これまで県内市町において、「ごみ分別」、「食品ロス削減」、「海ごみゼロウィーク」などについて、延べ３１８件の情報発信を行いました。

今後の課題

- ・県民の皆さんの「３Ｒ＋Ｒ」に関する意識をさらに高め、行動につなげてもらうため、市町等と連携し、アプリ、ＳＮＳ等によりプラスチックごみ対策や食品ロス削減等、県が広域に情報の発信を行っていく必要があります。

取組方向2 循環関連産業の振興による「3R+R」の促進

取組の方向性



更なる資源の循環利用に向けたイノベーション、新たなビジネスモデルの創出や、「資源のスマートな利用」を促進していく必要があり、こうした取組において主導的な役割を果たす製造、流通、販売等の事業者や廃棄物処理業者など資源循環に関わる事業者の主体的かつ先導的な取組を一層促進するための支援を行うとともに、これらの事業者の取組を通じて、消費者の行動変革を促し、社会全体の「3 R + R」に向けた動きを加速させるよう、連携した取組を進めていきます。

循環関連産業の育成及び支援においては、生産・流通から廃棄等に至るライフサイクル全ての段階で、環境負荷の低減を図りつつ、資源循環を徹底する、資源のスマートな利用を促進するため、県の公設試験研究機関における企業等との共同研究をするほか、産業廃棄物税を活用し、高度なリサイクル等に対する補助、「3 R + R」を促進するため支援をすることで、循環関連産業の振興につなげます。また、生産・流通事業者はライフサイクル全体における資源循環において主導的な役割が期待できることから、これら事業者の主体的な取組を一層促進し、これら事業者と連携して社会全体の「3 R + R」の促進に向けた動きが加速するよう、県民一人ひとりの行動変革につながる取組を推進します。また、関係する主体が相互に連携し、地域の資源を持続可能なかたちで活用する地域循環共生圏の創出に向けて取り組みます。

資源の循環的利用の促進においては、認定リサイクル製品の普及・利用拡大に向け取り組むとともに、原料に再生資源等を用いるなど環境に配慮したリサイクル製品の開発や利用を促進します。また、リサイクル製品のPRを行うなど、これらリサイクル製品を開発する事業者の取組を積極的に発信していきます。さらに、天然資源投入量を抑制し廃棄物の再生可能資源への転換及びその活用を促進します。なお、廃棄物の発生・排出抑制や再資源化を進めるなかで排出された不用物については、可能な限り再生エネルギーとして活用できるよう関係機関等と連携し取組を進めます。

■施策２－１ 循環関連産業の育成及び支援

目標項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度 (目標値)
高度な資源循環や環境負荷の低減に資する設備を導入又は研究を実施した件数（累計）	３件	６件	９件	１２件	１５件
ICTを導入し成果につながった廃棄物処理業者等の割合	７０．９％	８１．７％	８１．３％	７４．２％	８０％

現計画での取組成果

- ・産業廃棄物税を財源とした補助制度により、高度な資源循環や環境負荷の低減に資する設備導入及び研究を促進しています。
- ・資源循環と経済の好循環を生み出すよう、セミナー等を通じた人材育成、ＤＸの推進に取り組んでいます。
- ・大量廃棄が懸念される使用済み太陽光パネルの効率的な回収からリサイクルまでの仕組みの構築に向けて検討を進めています。

今後の課題

- ・動脈産業と静脈産業が連携し、産業を支える資源として廃棄物の循環的利用を促進・再生可能利用資源の利用を拡大するとともに、地球温暖化等の新たな社会的課題の解決にも資するため、さまざまな主体との連携による再資源化の高度化に取り組むとともに、補助制度を継続的に見直していく必要があります。

■施策２－２ 資源の循環的利用の推進

目標項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度 (目標値)
認定リサイクル製品の種類の増加又は認定リサイクル製品以外のリサイクル製品の開発に向け、県が支援した件数（累計）	２件	４件	５件	７件	１０件

現計画での取組成果

- ・認定リサイクル製品の利用促進を図るため関係機関に広く情報提供するとともに、品目拡大を図るため認定リサイクル製品の開発をめざす事業者への技術支援を行っています。
- ・認定リサイクル製品の利用促進に向けて、リサイクル製品の認定制度を的確に運用するとともに、品質及び安全性の確保のため事業者への立入検査や同製品の安全性の確認調査を実施しています。

今後の課題

- ・「３Ｒ＋Ｒ」のさらなる促進に向け、再生可能資源の優先使用を進めるとともに、市町や事業者に対しても、その使用が進むよう啓発を行っていく必要があります。

取組方向3 廃棄物処理の安全・安心の確保

取組の方向性



廃棄物処理の安全・安心と環境保全を確保するため、電子マニフェストの活用促進、優良認定事業者の育成の推進などを通じ、排出事業者の意識の向上を図りながら、有害物質を含む廃棄物の適正処理を推進します。また、市町における一般廃棄物の適正処理を促進するための支援等を行います。

近年増加傾向にある建設系廃棄物の不法投棄をはじめとする不適正処理に対応するため、重層的な構造によって行われる場合に曖昧となる排出事業者責任の徹底を図る“上流対策”、不法投棄等不適正処理行為者に厳格に対応する“下流対策”を進め、新しい技術を取り入れることにより的確な監視・指導を行います。

過去に発生した産業廃棄物の不適正処理事案について、引き続き地元及び関係機関と十分に調整し、環境修復事業を産廃特措法の期限までに完了させます。また、事業終了後においても環境モニタリングと地元とのリスクコミュニケーションを実施することにより、地域住民の安全・安心の確保に向けて適切に対応していきます。

災害廃棄物の処理においては、「三重県災害廃棄物処理計画」に基づき廃棄物は可能な限り迅速かつ適正に処理することとし、リサイクル可能な廃棄物についてはできる限りリサイクルし、処理が困難な場合には焼却処理や埋立処分を行います。また、新型コロナウイルス感染症の拡大など社会的影響を及ぼす状況下においても、災害廃棄物の処理が適正かつ迅速に処理されるよう、災害廃棄物処理に精通した人材の育成や確保を推進するとともに、廃棄物処理施設の強靱化の促進や関係者との連携体制の強化に取り組むことで、災害廃棄物の処理体制をより実効性のあるものに整備していきます。

■施策３－１ 廃棄物の適正処理と透明性の確保

目標項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度 (目標値)
産業廃棄物 処理業の優 良認定業者 委託率	30.9% (令和２年度)	33.5% (令和３年度)	44.6% (令和４年度)	50.7% (令和５年度)	50% (令和６年度)

現計画での取組成果

- ・排出事業者に対しては、個別訪問等により優良認定処理業者の活用促進や電子マニフェストの活用促進について普及啓発に取り組むことで排出事業者責任の徹底を図りました。また、産業廃棄物処理業者に対しては、優良認定取得に向けた研修会を開催し、優良認定取得の促進に取り組みました。その結果、多量排出事業者による優良認定処理業者への委託率は30.9%（令和２年度実績）から50.7%（令和５年度実績）、電子マニフェストの活用率は73.7%（令和２年度実績）から80.2%（令和５年度実績）、優良産廃処理業者認定制度により認定された事業者数は416件（令和３年度実績）から517件（令和６年度実績）となりました。
- ・ＲＤＦ焼却・発電事業終了後の市町のごみ処理が滞ることなく、新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう、ＲＤＦの製造を終了した市町の施設整備に対する支援を行っています。
- ・ＰＣＢ廃棄物については、立入検査等で管理状況等を把握しつつ、適正処理が進むよう指導を行っており、適正に管理されないおそれのあるＰＣＢ廃棄物の保管事業者に対し立入検査等を実施しました。（令和３年度から令和６年度までの立入検査等の累計：446件）

今後の課題

- ・県内の産業廃棄物の適正処理による安全・安心を確保するためには、排出事業者に対して優良認定処理業者の活用促進等による排出事業者責任の徹底を図るとともに、産業廃棄物処理業者に対する優良認定取得の働きかけを行っていく必要があります。
- ・ＲＤＦ関係団体の新たなごみ処理体制への円滑な移行については、ポストＲＤＦに向けて必要となる施設整備等に対する支援を行う必要があります。
- ・ＰＣＢ廃棄物については、処分期間内に確実に適正処理されるよう指導等が必要です。

■施策３－２ 産業廃棄物の不法投棄等の未然防止と早期発見・早期是正

目標項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度 (目標値)
建設系廃棄物の不法投棄件数	１２件	１１件	８件	５件	１０件以下
人材育成のための講習会等への参加人数（令和２年度からの累計）	８９１人	１，８７４人	３，０６４人	４，３３４人	５，０００人

現計画での取組成果

- ・産業廃棄物の不法投棄等に対しては、遠隔操作型監視カメラやドローン等の資機材を充実、有効活用するとともに、スマートフォンによる不法投棄通報システムといったＩＣＴの活用や関係機関との連携等により早期発見・早期是正を図りました。また、不法投棄案件の大半を占めている建設系廃棄物について、排出事業者等の意識向上に資する取組や適切な監視・指導を行いました。
- ・不適正処理の初期段階から警察等との連携を図り、行為者等への指導等を行いました。悪質な事案については行政処分を行うなど違反行為に対しては厳正に対処しました。
- ・廃棄物の不法投棄対策としては、受注者（元請業者）を対象とする研修会を行い延べ４,３３４名の参加者に対して廃棄物処理法等の関係法令の講習を実施しました。
- ・また、解体工事に関係する法令を所管する行政機関や関係業界団体が参画する「解体工事に係る連絡調整会議」（令和３年度設置）において、解体廃棄物の適正処理等に向けた協議・検討を進めています。令和４年度には、解体工事に係る各種法令による規制等をわかりやすく解説した「法令周知マンガ」を作成するとともに、令和６年度に、「法令周知マンガ」の外国語版を作成しました。
- ・令和４年度に運用を開始したスマートフォンによる不法投棄通報システム「スマホ１１０番」では、令和６年度までに１５３件（令和４年度３７件、令和５年度６２件、令和６年度５４件）の通報を受信しました。
- ・解体工事現場の集中パトロールや三重県産業廃棄物条例に基づく「解体工事に伴う産業廃棄物に係る説明等」の実施状況調査を実施し、不法投棄の大半を占める建設系廃棄物の排出事業者に指導を行いました。

今後の課題

- ・引き続き、「計画的な監視・指導」「資機材等の積極的な活用」「警察等との連携」「厳正な対応」を行う必要があります。
また、「研修会の開催」「解体工事に係る連絡調整会議の取組強化」「三重県産業廃棄物条例規定に基づく的確な指導」「法令周知マンガの活用」により廃棄物処理法で規定されている排出事業者責任の徹底等がされるよう取組を進める必要があります。
- ・行政処分に至った事案（令和元年度～6年度）のうち、違反に至った要因を調査したところ、「法律の理解不足」によるものが一番多かったことから、引き続き、法令の周知啓発の取組が必要です。
- ・不法投棄の未然防止及び早期発見・早期是正のため、関係機関等と連携、協働して広報啓発活動等を行い、引き続き、不法投棄に関する情報提供を呼びかける必要があります。

■施策3-3 産業廃棄物の不適正処理の是正措置の推進

目標項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (目標値)
不適正処理 4事案に係 る環境修復 の進捗率	80%	95%	100%	100%	100%

現計画での取組成果

- ・産業廃棄物の不法投棄等不適正処理により生活環境保全上の支障のおそれが生じた4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）について、令和4年度末までに、行政代執行によるすべての対策工事が完了しました。令和5年度以降は、生活環境保全上の支障が生じていないことを確認するためモニタリング等を実施するとともに、地域住民等とのリスクコミュニケーションを図ることで安全・安心を確保しています。

今後の課題

- ・行政代執行による対策工事を完了した4事案について、引き続き生活環境保全上の支障が生じていないことを確認するためのモニタリング等を実施するとともに、地域住民等とのリスクコミュニケーションを図る必要があります。

■施策３－４ 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に向けた取組の推進

目標項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度 (目標値)
県が災害廃棄物に関する研修会を開催し育成した人材の数（累計）	２１人	３１人	３７人	７３人	７８人

現計画での取組成果

- ・大規模災害が発生した場合において災害廃棄物が適正かつ円滑に処理されるよう、これまでの知見を共有するセミナー等を継続的に開催し、人材育成や関係機関との連絡・訓練に取り組み、これまでに災害廃棄物処理人材養成講座を通じて７３名（市町等４２名、県３１名）を育成しました。
- ・市町の実際の仮置場候補地で、市町や関係団体と共に仮置場の設置・運営の实地訓練を行うなど、現場対応力を高める人材育成に取り組んでいます。

今後の課題

- ・南海トラフ地震や風水害等の大規模災害時においても速やかに対応できるよう、災害廃棄物処理体制を強化するとともに、仮置場候補地での实地訓練の実施等を通して、さらに現場対応力を高める人材育成を進める必要があります。

取組方向4 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決

取組の方向性



プラスチックは、その素材としての長所から私たちの暮らしに広く浸透していますが、一方で、ごみとして排出された場合、複合素材のものや汚れたものは、コストや技術の面から資源として有効利用されにくいこと、また、腐食しないため長期に亘り環境中に留まることなどの課題があります。このため、回避可能な使用は合理化したうえで、必要不可欠な使用については、より持続可能性が高まることを前提に再生素材や再生可能資源（紙やバイオマスプラスチック等）に適切に切り替えるとともに徹底したリサイクルによる再生利用等を図る必要があります。海洋環境への影響を低減するため、陸域から河川等を通じて、海域に流出しているプラスチックの流出実態を把握したうえで、効果的な対策を講じていく必要があります。こうしたことを踏まえ、プラスチックごみの排出を抑制し、天然資源投入量や二酸化炭素排出量の削減など環境負荷を低減させつつ更なる資源循環を促進するため、高度なリサイクルシステムの構築を進めるとともに単純焼却や埋立処理されているプラスチックの有効活用を促進します。特にプラスチック資源循環の高度化に係る象徴的な取組として、ペットボトルの水平リサイクルを促進します。また、リサイクル製品の環境面、経済面における価値が高まり、使用済プラスチックが資源として活用される取組が進むよう、県民や事業者にとって、プラスチック資源循環が身近に感じられるような啓発等の取組を展開していきます。取組の推進にあたっては、事業者の持つ先進的な技術や知見を積極的に活用する必要があることから、事業者をはじめ市町、団体、研究機関等とも連携し、取組を実施します。さらに、海域への流出防止などに取り組むため、様々な主体との連携による不法投棄防止のための啓発を進めるとともに、再生可能資源への転換に向けた調査研究等を実施します。

県内の家庭系食品ロスについて、令和元年度に県が実施した家庭系ごみの組成調査結果では、一般廃棄物のうち食品廃棄物に占める食品ロスは約3割あり、そのうち約6割が手をつけられずに捨てられている食品となっています。家庭系食品ロスを削減するためには、県民一人ひとりが食べ物を無駄にしない意識を持ち、行動につなげていくことが重要です。このため、市町と連携し、学識者や関係機関の協力を得ながら食品ロス削減に向けた行動につなげていくモデル事業に取り組むとともに、アプリ等を活用し、食品ロス削減につながるノウハウやツールの提供などを行いながら啓発を進めます。また、市町

の協力を得ながら定期的に排出実態を把握していきます。一方、事業系については、国の報告によると、主な食品ロスの発生要因としては食品製造業や卸・小売業が規格外品、返品、売れ残り、外食産業が作りすぎ、食べ残しなどであり、業種に応じた対策の実施が重要となります。また、食品ロスや食品ロス以外の食品廃棄物それぞれの削減に向けた対策に取り組む必要があります。このため、業種毎の排出実態を把握しつつ、事業者の自主的な取組を促進するための事業者のネットワークを形成し拡大します。そうした取組を足がかりに、例えば、フードチェーンにおいて発生する食品ロスの商習慣の見直しによる削減や、外食産業等で発生する食品廃棄物のエネルギー利用を含む再生利用につながる食品廃棄物リサイクルループの構築について、関係者と連携して取り組んでいきます。また、食品事業者から発生する未利用食品が生活困窮者等に効果的に提供されるよう取り組みます。

■施策４－１ プラスチック対策の推進

目標項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度 (目標値)
廃プラスチック類の再生利用率	６１．３％ (令和２年度)	６０．６％ (令和３年度)	５９．７％ (令和４年度)	６４．０％ (令和５年度)	７０％ (令和６年度)
プラスチックの資源循環の高度化等に係る仕組みの構築に向けた取組の件数 (累計)	２件	４件	６件	８件	１０件

現計画での取組成果

- ・プラスチックごみ対策については、「みえスマートアクション宣言事業所登録制度」の実施、「三重県庁プラスチックスマートアクション」の取組、マイバック・マイボトルの利用の呼びかけやウォーターサーバーの設置等により、ワンウェイプラスチックの削減の取組を進めています。
- ・海洋プラスチックごみ対策として、令和４年度から、県民が楽しみながらごみ拾いできる「ごみ拾いSNSピリカ」を導入し、「楽しくひろって三重をきれいに！三重の環境美化プロジェクト」としてその活動を見える化することにより活動内容を

共有する等、継続的な散乱ごみ対策を進めています（参加人数 13,260 人、拾われたごみの数 1,695,525 個（令和 6 年度末））。

- ・マテリアルリサイクルの促進を図るため、令和 6 年 4 月から使用済みプラスチックの情報について、排出事業者が容易に登録でき、リサイクル事業者が効率的に取得できるオンライン上のマッチングシステムの運用を開始しました。
- ・色柄付き発泡トレイの水平リサイクルの仕組みの構築に向け、分別状況や普及に向けた課題整理を行いました。

今後の課題

- ・カーボンニュートラルに向けて、ワンウェイプラスチックの削減の取組を引き続き進めるとともに、代替素材を用いた製品の利用、高度なりサイクル（マテリアルリサイクルまたはケミカルリサイクル）等の「3R+R」が実施できるよう、マッチングシステムの普及・運用を通して事業者による高度なりサイクルの促進を図る必要があります。
- ・さまざまな主体との連携により、プラスチック資源循環の高度化に向けた課題解決を支援していく必要があります。
- ・海洋プラスチックごみ対策については、スポGOMI 大会や「ごみ拾いSNSピリカ」を活用したごみ拾いの見える化など、自らできる具体的な取組を通じて県民の行動変容を促していく必要があります。

■施策 4-2 食品ロス等対策の推進

目標項目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 (目標値)
食品ロス 量 削減 率	家庭系 ー (49,219t) (令和 2 年度)	34.9% 減 (32,030t) (令和 3 年度)	19.2% 減 (39,762t) (令和 4 年度)	43.4% 減 (27,847t) (令和 5 年度)	家庭系 10% 減 (44,297t) (令和 6 年度)
	事業系 ー (41,357t) (令和 2 年度)	4.0% 増 (42,998t) (令和 3 年度)	5.2% 減 (39,227t) (令和 4 年度)	6.6% 減 (38,646t) (令和 5 年度)	事業系 10% 減 (37,221t) (令和 6 年度)
食品ロス 削減モデル 取組数 (累計)	2 件	3 件	4 件	4 件	5 件

現計画での取組成果

- ・事業系食品ロスの削減に向けて、発生抑制や未利用食品の活用などに取り組む必要があります。県内の食品小売業（スーパーマーケットやコンビニエンスストア、ドラッグストア、ＪＡ直売所）では、期限切れや期限間近で廃棄されることによって発生する食品ロスを削減するため、「すぐ食べるなら、期限の近い方から順番に取ってね」と呼びかけるレールポップやポスターを掲示しています。また、飲食店における食べ残しにより廃棄されることになる食品ロスを削減するため、箸袋を配布し、業種による排出特性に応じた取組を進めています。
- ・食品ロスの削減と、フードバンク活動を通じた生活困窮者支援を目的として、ＩＣＴの活用により食品関連企業・団体とフードバンク活動団体等との間で、食品の提供及び受取に関する連絡調整が容易に行える「三重県食品提供システム」（通称「みえ～る」）を開発し、令和３年７月に運用を開始しました。令和６年度末までに、１０１事業所に参加いただき、２９,０１０kgの食品が提供されています。

今後の課題

- ・家庭系食品ロスについて、家庭系食品廃棄物に占める食品ロス量の割合が全国に比べ低いものの、手をつけずに直接捨てられる食品が一定程度含まれており、今後も食べ物を無駄にしない意識の一層の醸成・定着を図り、さらなる削減に向け、行動につなげる必要があるため、市町と連携して県民の皆さんに向けた啓発を進めていく必要があります。
- ・事業系食品ロスの削減に向けて、業界団体や県の各部局の持つネットワークを活用し、三重県食品提供システム「みえ～る」の参加団体を拡大していくとともに、業界と連携した取組を進めていく必要があります。

取組方向5 人材育成とICTの活用

取組の方向性

4 質の高い教育を
みんなに



8 働きがいも
経済成長も



9 産業と技術革新の
基盤をつくろう



11 住み続けられる
まちづくりを



12 つくる責任
つかう責任



17 パートナリーシップで
目標を達成しよう



持続可能な循環型社会の構築に向けて、世界的な資源制約や気候変動、さらには社会的課題の解決に対応していくため、あらゆる事業者にはSDGsやSociety 5.0の視点も踏まえたイノベーションや積極的なチャレンジが求められており、これまでの3Rに加え、Renewableにも取り組む必要が高まっています。SDGsの観点からは、拡大生産者責任を果たすこと、生産、流通、リサイクルなどの段階における天然資源投入量や二酸化炭素排出量の抑制、プラスチック対策や食品ロス等の削減などの課題に対応する必要があります。また、Society 5.0の観点からは、AIやロボット等のICT、データサイエンスの手法を積極的に活用し、事業の効率化や高付加価値化、新たなサービスの提供、働き方改革などにつなげていく必要があります。さらに、異業種も含めた事業者間の連携、或いは、行政や研究機関、NPO、消費者などとの連携により、自らの経営資源では成果を上げることが難しいような課題に取り組むことが期待されます。

三重県においても、資源の循環利用や廃棄物の処理について、単に法律の要件や規制基準等を満たしながら事業を進めるだけでなく、環境変化を踏まえて、環境負荷の一層の低減や社会的課題の解決などの観点から、積極的にイノベーションに取り組む事業者や新たな取組にチャレンジする事業者が増えるとともに、そのような気運が産業全体に広がることが重要です。そのことが、県内の循環関連産業の振興、ひいては「3R+R」の一層の促進につながると考えられます。

事業者等がこうした取組を進めるためには、企業経営や技術開発等さまざまな面で組織をリードする人材やICTを活用する環境が必要です。しかし、県内の事業者においては、人材の育成・確保が課題となっていると認識しており、県としてそうした課題の解決に向けて支援していきます。また、支援するためのツールとして、ICTを活用する環境を整備します。さらに、多様化する様々なコミュニケーションツールを柔軟かつ効果的に活用し、廃棄物行政におけるサービスの質や利便性の向上も図るとともに、県の取組が県民にしっかり伝わるよう、情報発信をしていきます。

■施策５－１ 循環型社会の構築に向けた人材の育成

■施策５－２ スマートなシステムの体制整備と情報発信

目標項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度 (目標値)
資源循環分野においてICTを活用できる人材の数(累計)	３０人	４５人	１１７人	１９５人	１４０人

現計画での取組成果

- ・毎年度資源循環セミナーを開催し、最新の資源循環分野の動向や循環関連産業に関する取組について情報提供を行いました。
- ・関係機関と連携し、経営者層や担当者など階層ごとの人材育成に取り組みました。
- ・電子マニフェストシステムの操作について、実務的な操作方法を経験し習得する研修会を開催し、ICTを活用できる人材を育成しました。

今後の課題

- ・資源循環や廃棄物の処理について、環境負荷の一層の低減や社会的課題の解決の観点から、積極的にイノベーションに取り組む事業者や新たな取組にチャレンジする事業者が増えるとともに、そのような気運が産業全体に広がるよう、循環型社会の構築に向けた人材の育成やスマートなシステムの体制整備と情報発信が必要です。
- ・強じんて自律分散型のスマートな資源循環システムの構築をめざし、資源循環を担う人材の育成や、ICTの活用等を促進していく必要があります。